



# 第3次伊勢崎市環境基本計画

---

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

(素案)

令和7年〇月

伊勢崎市



# 市長挨拶

# — 目 次 —

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の目的と背景.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	9
第3節 計画の期間.....	10
第4節 計画の範囲.....	11
<b>第2章 伊勢崎市の地域概況</b> .....	<b>12</b>
第1節 自然的条件.....	13
第2節 社会的条件.....	17
<b>第3章 伊勢崎市の環境の現状と課題</b> .....	<b>25</b>
第1節 地球環境.....	26
第2節 循環型社会.....	30
第3節 自然環境.....	31
第4節 大気環境.....	34
第5節 水環境.....	35
第6節 その他の生活環境.....	38
第7節 公害に係る苦情の現状.....	40
<b>第4章 環境施策</b> .....	<b>41</b>
第1節 施策の体系.....	42
第2節 施策の基本目標.....	44
第3節 施策の取組方針と内容.....	45
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>72</b>
第1節 推進体制.....	73
第2節 進行管理.....	74
<b>資料編</b> .....	<b>○</b>
第1節 計画策定の経緯.....	○
第2節 環境法令等.....	○
第3節 環境基準.....	○
第4節 アンケート調査結果.....	○
第5節 用語の解説.....	○



第1章

# 計画の基本的事項

---

## 第1節 計画策定の目的と背景

伊勢崎市では、市民の健康と文化的な生活の確保、地球環境保全に貢献するため、平成18年3月に「伊勢崎市環境基本条例」を制定しました。以降、同条例に基づき環境基本計画を策定し、多様な取組を進めてきました。

本計画は、引き続き、伊勢崎市環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来における安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とします。

### 伊勢崎市環境基本条例の基本理念（抜粋）

第3条 環境の保全等は、良好な環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての者の自発的かつ積極的な行動によって、良好な環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築できるように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が地球環境問題を身近でかつ自らの問題としてとらえ、相互に協力及び連携して積極的に推進されなければならない。

2015（平成27）年に策定した前計画である、「第2次伊勢崎市環境基本計画」では、「人と優しい環境が共存するまち 伊勢崎」を望ましい環境像に掲げ、以降、この実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

## 1 これまでの取組

本市では、基本理念を実現するための5つの基本目標を定め、環境保全に向けた各種の施策に取り組んできました。その結果、ごみ排出量の削減、河川の水質、騒音や振動等、環境基準に対し良好な状況を維持していることから、計画は一定の成果を収めたと考えられます。

### 基本理念を実現するための5つの基本目標

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| I. 健康で安心して暮らせるまち  | IV. 地域から地球環境問題に取り組むまち |
| II. 自然を大切に育てるまち   | V. 環境保全に向けて、参加・協働するまち |
| III. 誰もが快適に暮らせるまち |                       |

## 2 新たな課題への対応

### ❖ カーボンニュートラルな社会

1992年6月のリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（以下「地球サミット」）での気候変動枠組条約の採択を契機に、温室効果ガスによる地球温暖化が地球規模の環境問題として認識されるようになりました。地球温暖化対策に関する具体的な対策は、1997年の京都市で開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP3）での「京都議定書」から始まりますが、現在は京都議定書を受け継ぐ形で「パリ協定」に基づく取り組みが展開されています。

パリ協定では、世界の努力目標として世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限することが掲げられています。我が国では「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（以下「長期戦略」）を令和3年10月に閣議決定をしました。長期戦略の中で「我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、『2050年カーボンニュートラル』の実現を目指す」こととしています。本市においてもこうした国際的、国家的な動向を踏まえカーボンニュートラルを実現する社会を目指します。

### ❖ ネイチャーポジティブの推進

「ネイチャーポジティブ」とは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。これは、現在の地球が過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅しており、生物多様性が損失し続けている状態であることを認識したうえで、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促す必要があることを示唆した考え方です。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議などで考え方が示されるなど、近年国際的に認知度が高まってきている考え方です。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。本市域においても、ネイチャーポジティブの施策を積極的に展開します。

### ❖ 身近な環境問題

少子・高齢化の進展による地域の環境美化活動の衰退や、ごみの不法投棄への対応が困難になる可能性等、身近な問題に対する対応が求められています。

また、核家族化の進行や1人暮らし世帯の増加による世帯数の増加に伴い、電気消費等のエネルギー消費量、ごみの排出量が増加することが予想されます。これらの事情を踏まえ、市内における更なる良好な環境の創出を目指します。

## 3 社会情勢の変化

### (1) 国際的な動向

#### ❖ 「SDGs(持続可能な開発目標)」達成に向けた取組み

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標です。「誰ひとり取り残さない」を合言葉に、持続可能でよりよい世界を目指すため、すべての国々が令和12（2030）年までに達成すべき経済・社会・環境の調和を目指す17の目標と169のターゲットが掲げられています。

エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に関わる目標が多く含まれています。地方自治体においても目標達成に貢献する取組を進めることが求められており、その中でも本計画が果たす役割は大きなものとなっています。



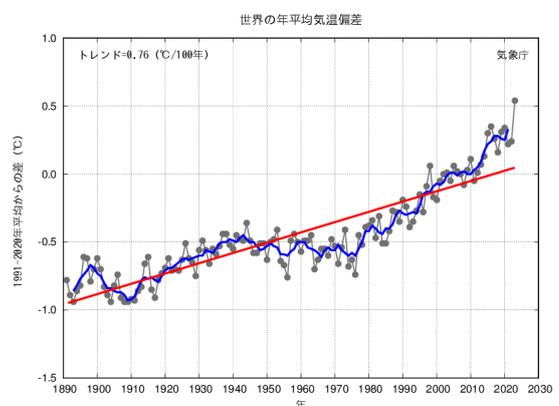
出典：国際連合広報センターホームページ

図1-1 SDGsの17の目標（ゴール）

#### ❖ カーボンニュートラルに向け、社会変容を加速させる

令和3（2021）年10月～11月にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和12（2030）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

各国はカーボンプライシングなど温室効果ガスの排出に関する各種規制を進めるとともに、事業者と連携してカーボンニュートラルに向けた技術開発に取り組み始めています。



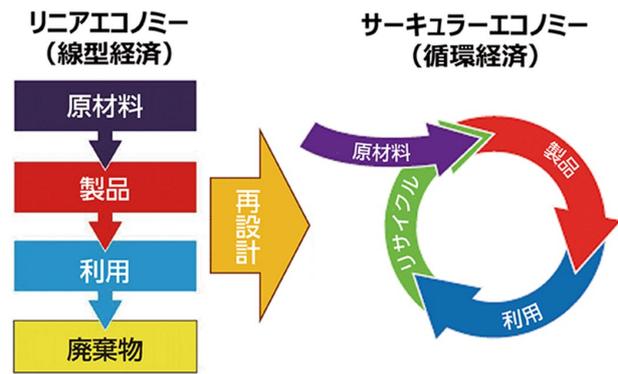
出典：気象庁

図1-2 世界の年平均気温偏差の経年変化

### ❖ 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



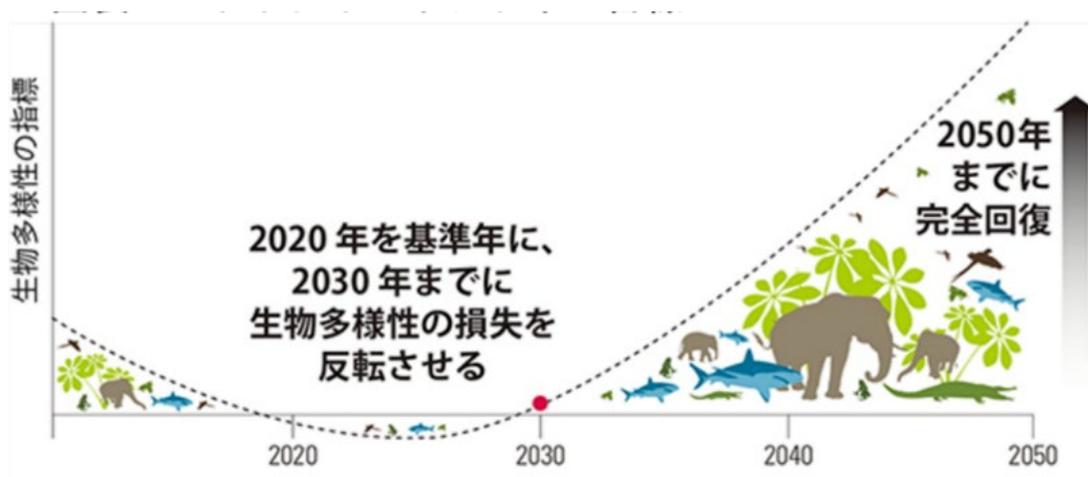
出典：環境省

図1-4 サークュラーエコノミーの概念図

### ❖ ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の推進

令和4(2022)年12月にカナダ・モントリオール市で開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)」で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャーポジティブの考え方を取り入れた2030年目標が設定されました。

2030年までにネイチャーポジティブを達成するため、一人ひとりがネイチャーポジティブにとってプラスとなる消費・選択をして、持続可能な経済社会づくりを推進していく必要があります。ネイチャーポジティブは「みんなで我慢する」のではなく、「生き物を含めたみんなで豊かになる」ための世界目標であり、その実現には、企業、地方公共団体、NGO等をはじめ、さまざまなステークホルダーが協力する必要があります。



出典：WWF ジャパン

図1-3 ネイチャーポジティブ実現のイメージ

## ❖ NbS(自然に根差した解決策)の取組



出典：IUCN

図 1-5 NbS の概念図

NbS(Nature-based Solutions)は日本語訳で、「自然に根差した解決策」といい、自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方です。IUCN(国際自然保護連合)では、NbSを「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義しています。

NbSには、グリーンインフラや防災減災、生態系を活用した適応策などが含まれ、それらを統合する「傘」としての役割を果たす概念とされています。

こうした生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を日常生活の向上に活かしていくための取組みが求められています。

## (2) 国の動向

### ❖ 第6次環境基本計画(令和6年5月閣議決定)

政府の環境施策の大綱を定めている環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、平成6年、平成12年、平成18年、平成24年、平成30年に続く第六次の計画が令和6年5月に閣議決定されました。

第6次計画は、第1次計画からちょうど30年の節目に策定される環境基本計画です。環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

### ❖ 生物多様性国家戦略 2023-2030(令和5年3月閣議決定)

豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために、生物多様性基本法が平成20（2008）年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。

平成24（2012）年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継として、生物多様性国家戦略 2023-2030 が、令和5（2023）年3月に閣議決定されました。国家戦略では、生物多様性条約の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2050年ビジョンを「自然と共生する社会」としています。また、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブの実現」を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略としています。

### ❖ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行(令和6年2月施行)

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が令和6年2月に、閣議決定されました。都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるものの、地方公共団体では財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題であり、民間においても緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であるため、取組が限定的になっているといった課題があります。

こうした背景や課題に対応するため、本法律案では新たに都市における緑地の質・量両面での確保等を国主導で強力に進め、良好な都市環境を実現するため地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みを構築しています。

### (3) 群馬県の動向

#### ❖ 群馬県の環境基本計画 2021-2030(2021年3月)

2020(令和2)年12月、20年後の群馬県の姿を見据えた「新・群馬県総合計画(ビジョン)」を策定し、「誰一人取り残さない自立分散型社会」の実現を推進しているとともに、2021年3月に同総合計画を環境面から推進する「群馬県環境基本計画 2021-2030」を策定しました。

「群馬県環境基本計画 2021-2030」は、目指すべき将来像として「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を掲げています。社会経済情勢が大きく変化している時代にあっても、将来像の実現に向かう施策展開により、環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSDGsの考え方にに基づき、環境と経済の好循環により脱炭素・循環型社会を実現する、持続可能な自立分散型のぐんまを目指すことを基本方針としています。

また、2050年に「自然災害による死者ゼロ」「温室効果ガス排出量ゼロ」「災害時の停電ゼロ」「プラスチックゴミゼロ」「食品ロスをゼロ」にする目標を掲げており、県全体で実現に向けて取り組むこととしています。



出典：群馬県

図1-6 ぐんま5つのゼロ宣言

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「伊勢崎市総合計画」を環境面から推進するためのものです。

同時に、「伊勢崎市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民、事業者、市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

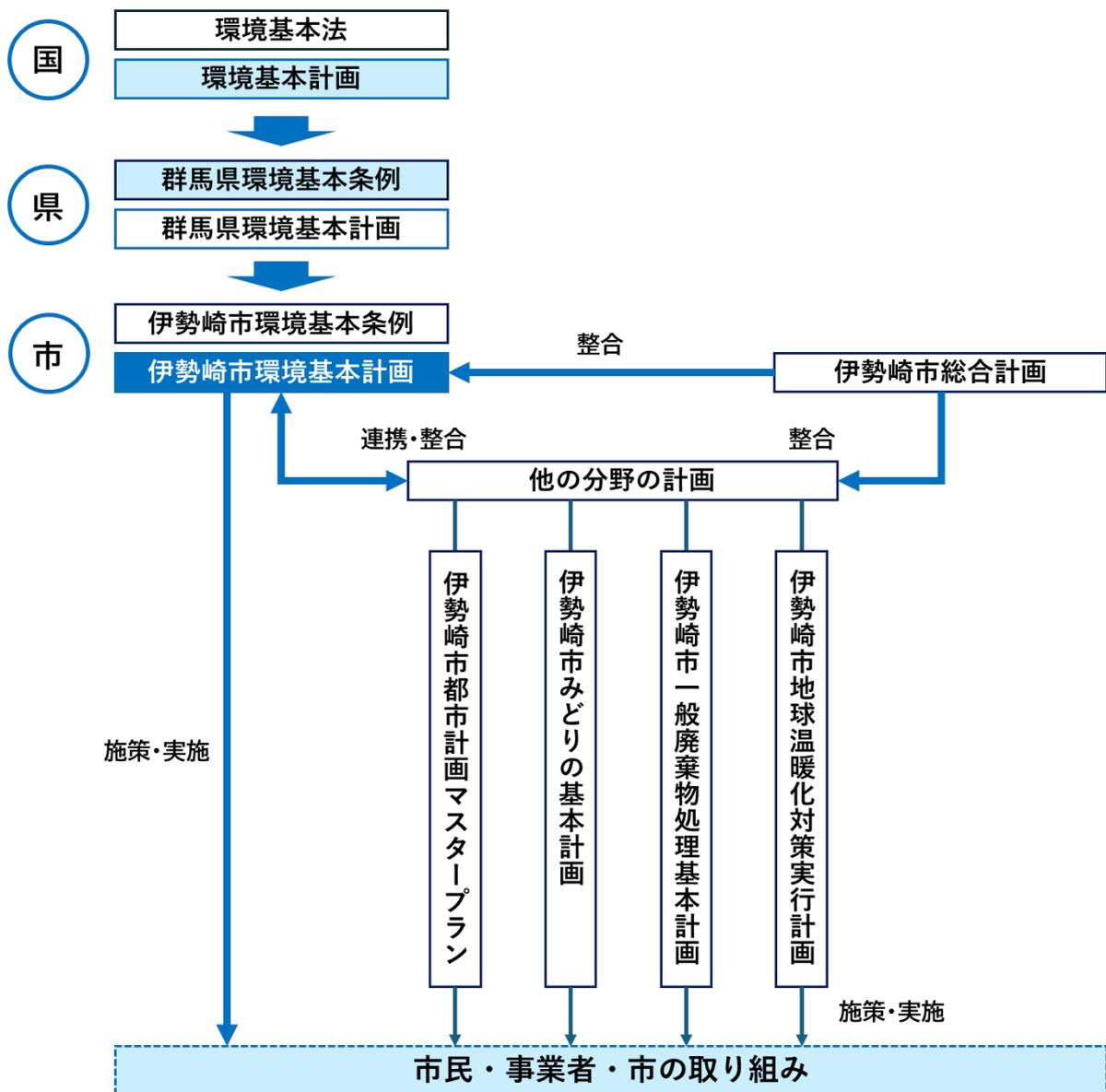


図1-7 本計画の位置付け

### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。

なお、今後の経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などによっては、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

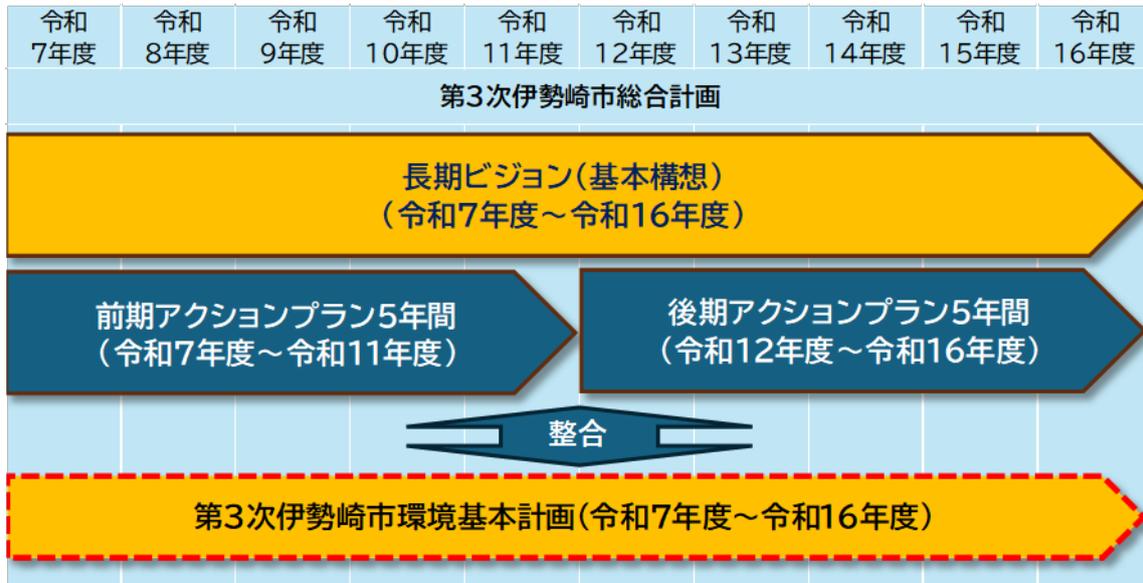


図 1-8 計画の期間

## 第4節 計画の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

### 1 対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として伊勢崎市全域とします。

ただし、河川などのように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものについては、国や県、近隣自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

### 2 対象とする環境

本計画では、環境について、個人の身近な生活環境から、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象に対する、本市の全ての環境政策を対象とします。

## 第2章

# 伊勢崎市の地域概況

---

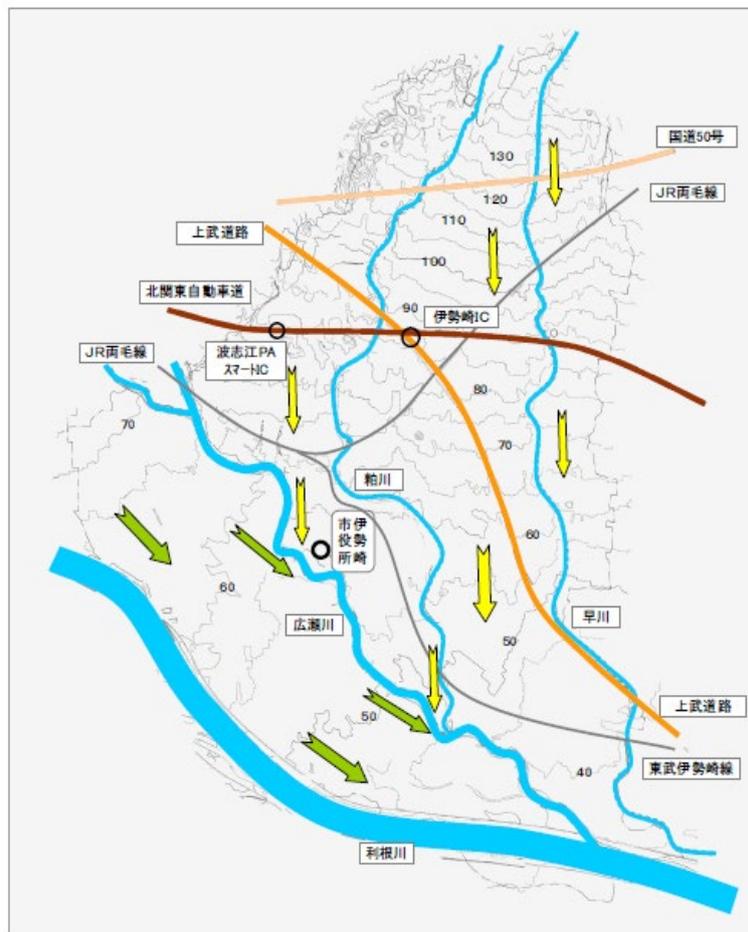


## (2) 地勢

伊勢崎市の地勢を等高線図（5m）で見ると、広瀬川を境にしてその西南側と東北側では、等高線の傾きに大きな違いがあります。東北側の台地は北から南へ傾斜するのに対し、西南側の平野は西北から東南へ傾斜しています。前者の傾斜方向は、粕川や早川の流路と一致し、後者は広瀬川及び利根川の方角と合致しています。

大地の傾斜方向とは、大地を形成した営力（地球の表面に作用して、それを変位、変形させて地形をつくる力。）がはたらいた方向であり、北及び北西の二方向の地形形成営力による合作に成ることが等高線図から読み取れます。

河川は、利根川と広瀬川の2大河川があり、利根川は市の南端を埼玉県境に沿って、広瀬川は市の中央部をそれぞれ南東に向かって流れています。広瀬川やその支川である粕川、また早川などの中小河川は、農業用水としての水源を提供しています。



出典：「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン」（伊勢崎市）

図 2-2 伊勢崎市における地勢図



本市は、群馬県南部、関東平野の北西に位置し、ほぼ平坦である。  
広瀬川を境に西南側と東北側では、等高線の傾きに大きな違いがある。

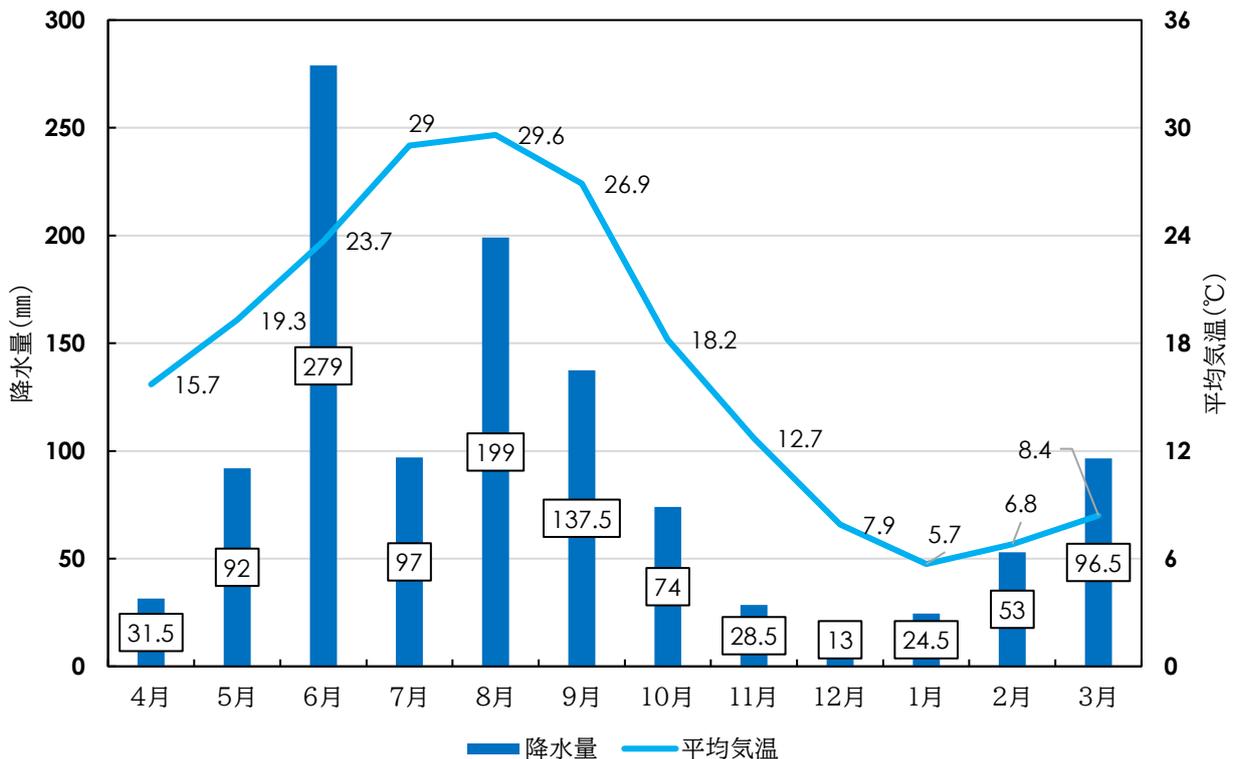
## 2 気象

### (1) 気温・降水量

本市の観測地点（伊勢崎観測所）における令和5年度の月別平均気温を見ると、最低気温が5.7℃（1月）、最高気温が29.6℃（8月）となっており、年平均気温は17.0℃となっています。また、降水量は月別で見ると6月が最も多く、晩秋から冬季の11月から1月は、月の降水量が30mm以下と少ない状況となっています。

伊勢崎観測所における過去30年間（1991年～2020年）の月別平均気温を見ると、最低気温がマイナス0.6℃（1月）、最高気温が32.5℃（8月）と1年を通して寒暖の変化が大きくなっています。また、降水量の平年値は1,181.16mmで、月別では梅雨期の6月～8月、秋雨時の9月～11月が比較的多く、冬季から早春の1月～3月は、30mm以下と少ない状況となっています。

夏の日中の最高気温が高く、特に2020年（令和2年）8月11日には観測史上1位（当時）の40.5℃、2022年（令和4年）6月に日本で観測史上初、40度超えを記録しています。また、例年11月から翌年3月にかけて「上州のからっ風」と呼ばれる季節風が吹きます。



出典：「過去の気象データ」（気象庁）

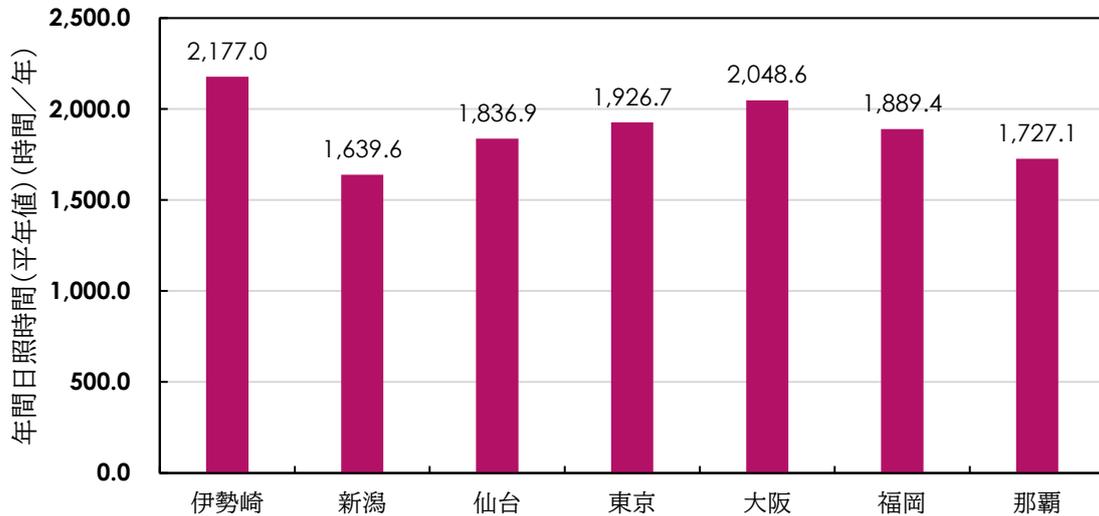
図 2-3 平均気温・降水量(令和5年度)

気温は1年を通して寒暖の変化が大きく、降雨量は県内で少ない地域であり、例年11月から翌年3月にかけて「上州のからっ風」と呼ばれる季節風が吹く。

## (2) 日照時間

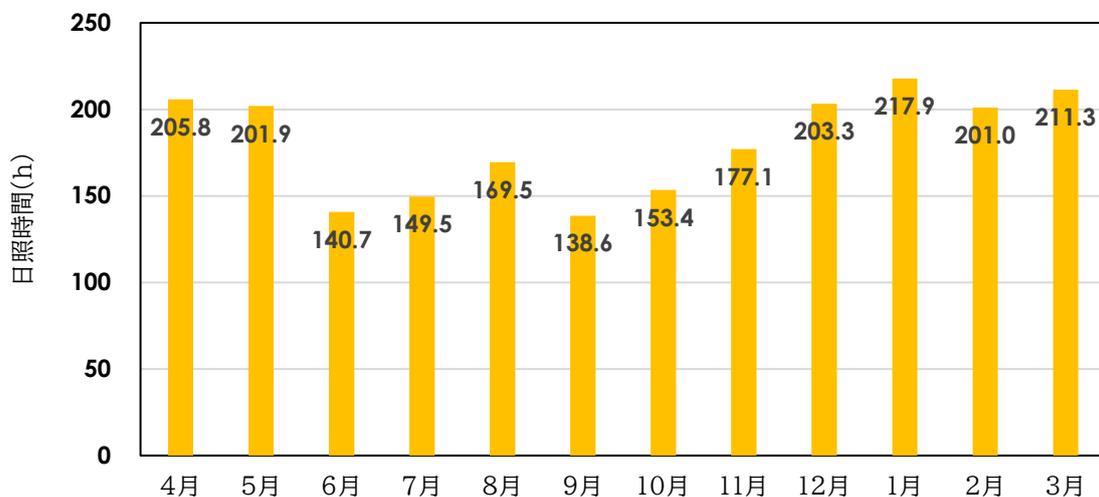
日照時間は月間で138.6～217.9時間であり、年間の日照時間も約2,177時間と全国的にみても長いことから、本市は太陽光発電に適した気象条件といえます。

日照時間は、梅雨の影響がある6～7月や、秋雨や台風の影響がある9～10月は短くなっています。



出典：「過去の気象データ」（気象庁）

図 2-4 伊勢崎市と他都市の年間日照時間の比較(2010年～2019年の平均値)



出典：「過去の気象データ」（気象庁）

図 2-5 日照時間の経月変化(1998年～2020年の平均値)



年間を通じて日照時間が長く、全国的にみても長いという特徴があり、太陽光発電に適した気象条件といえる。

## 第2節 社会的条件

### 1 本市の歴史・風土

本市には、豪族の屋敷を模した家形埴輪が出土した赤堀茶臼山古墳をはじめとして多くの古墳があり、早くから力のある豪族が現れ、組織化された社会が営まれていたことがうかがえます。土地は火山灰地で水はけがよく、桑の成長に適していたため古くから養蚕が盛んであり、江戸時代には太織の産地として知られました。特に大正から昭和初期にかけては、当時の女性の7人に1人が伊勢崎銘仙を着用したともいわれるほど、銘仙の一大産地として全国に名をはせました。

2014年（平成26年）に世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産にも、「清涼育」と呼ばれる蚕の飼育法を大成した田島弥平旧宅があります。



田島弥平旧宅



境赤レンガ倉庫

その他、当時の工女が寄宿舍から製糸所への往来で使用していたとされる「徳江製糸場レンガトンネル」、伊勢崎出身の薬種商の寄付で建てられた「旧時報鐘楼」、生糸や織物の輸送のために開業した両毛鉄道（現・JR 両毛線）のレンガ橋梁などがあります。

また、大正8年に繭の倉庫として建設された「境赤レンガ倉庫」は、市民の交流、地域活性化のための施設として、リノベーション再生され、イベントホールやギャラリーとして多くの市民が利用しており、地域のにぎわい創出につながっています。

更に、本市は1945年（昭和20年）8月14日から15日にかけて、日本で最後の空襲があったとされるまちです。市内には当時の傷痕を伝えるレンガ建造物も残っており、その一部が空襲の記憶を今に伝えるレンガモニュメントとして保存されています。中には土地区画整理事業に伴い、レンガ建造物の移転・除去が必要になる場合もありますが、所有される民間企業の協力により、建物すべてを取り壊すことなく、その一部を移転保存する取り組みが進められています。



かつては養蚕業が盛んであり、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つ「田島弥平旧宅」が有名。

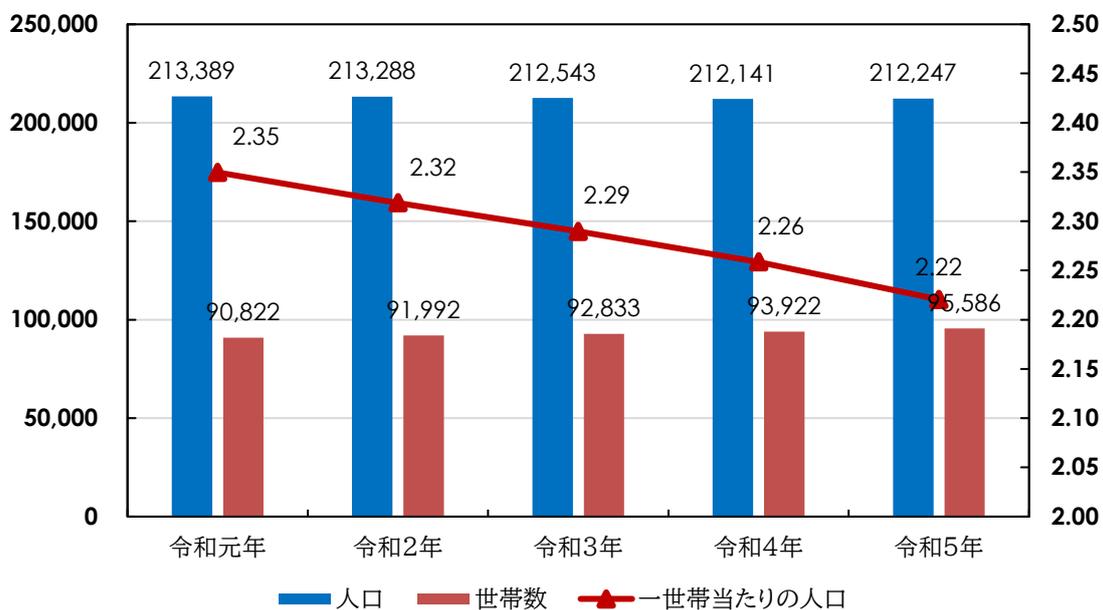
## 2 人口・世帯数・将来推計

本市の人口は2023年度（令和5年度）で212,247人、世帯数は95,586世帯となっています。人口・世帯数ともに、若干の増加となっています。

一方で、世帯当たりの人数は2019年度（令和元年度）から減少傾向にあり、世帯の小規模化の傾向はこれ以前から進んでおり、2023年度（令和5年度）の一世帯当たりの人数は2.22人となっています。

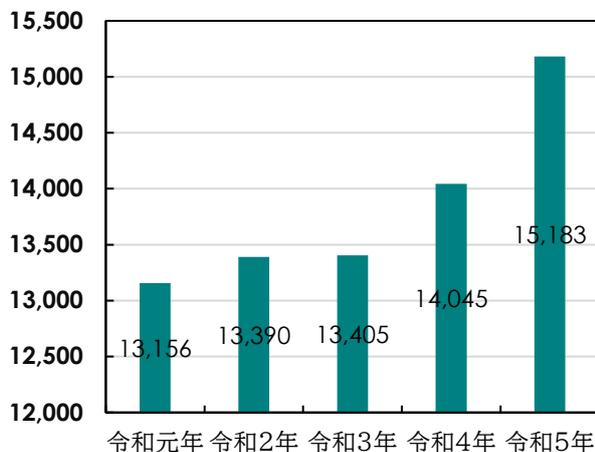
また、本市に住民登録する外国人の数は増加傾向にあり、外国人住民が多いことは本市の特徴といえます。

これに対し、世帯数は一貫して微増傾向で推移しており、近年は核家族世帯だけでなく、単独世帯が増加傾向にあり高齢化が進行しています。



出典：「伊勢崎市統計書（令和5年度版）」（伊勢崎市）

図 2-6 人口・世帯数の推移(令和元年～令和5年)



出典：「伊勢崎市統計書」（令和5年度版）

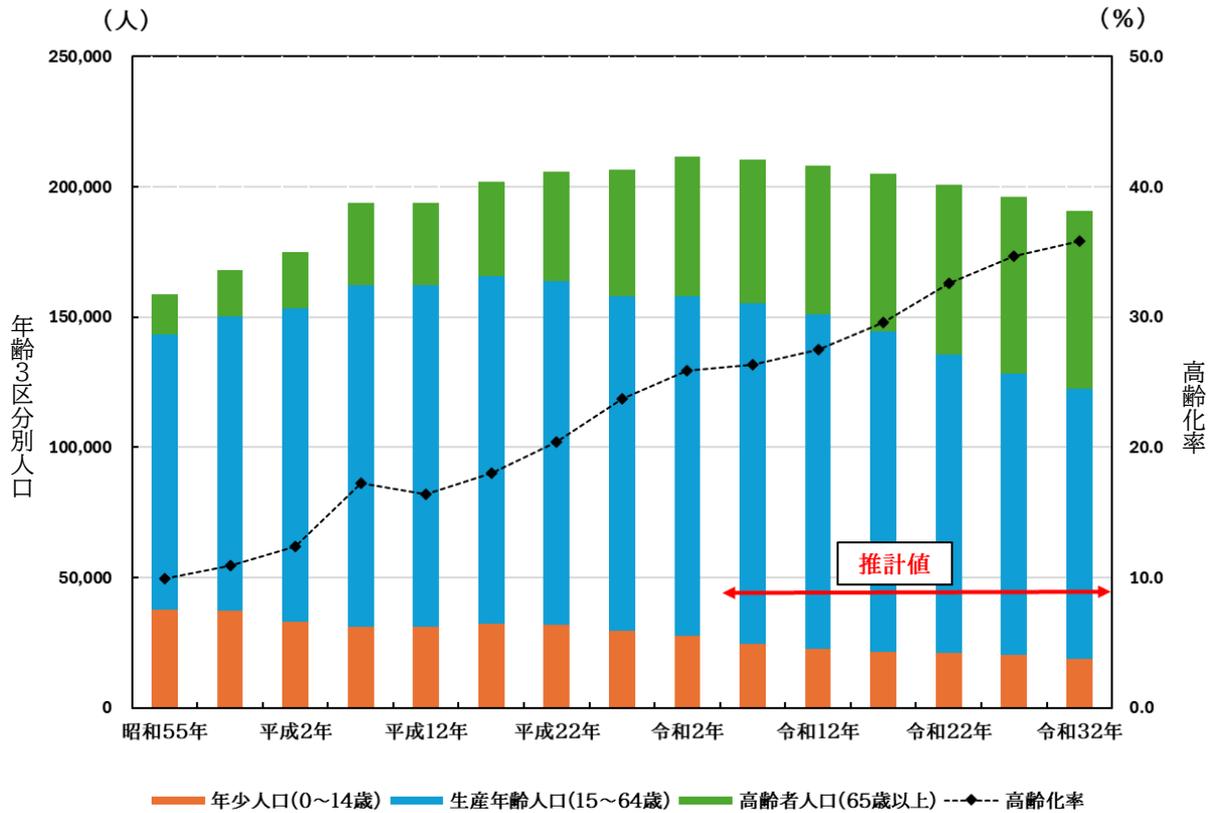
図 2-7 外国人住民数経年変化

表 2-1 外国人住民数の多い5市町

市町名	人数	増減比率
伊勢崎市	15,183人	8.10%
太田市	13,533人	11.90%
前橋市	8,652人	13.70%
大泉町	8,306人	1.10%
高崎市	7,020人	12.30%

出典：「令和5年12月末時点の外国人住民数の状況」（群馬県）

令和2年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計人口（令和5年12月公表）では、令和32年には190,997人と令和2年と比べて、20,853人（9.8%）減少すると見込まれています。さらに、高齢化の進行も顕著であり、令和2年に25.9%であった高齢化率は、令和32年には35.8%と3人に1人以上が65歳以上となることが見込まれています。



出典) 昭和55年(1980)～令和2年(2020)は国勢調査(総務省)、令和7年(2025)以降は、日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障人口問題研究所)による

図2-8 年齢3区分人口及び高齢化率の将来推計値

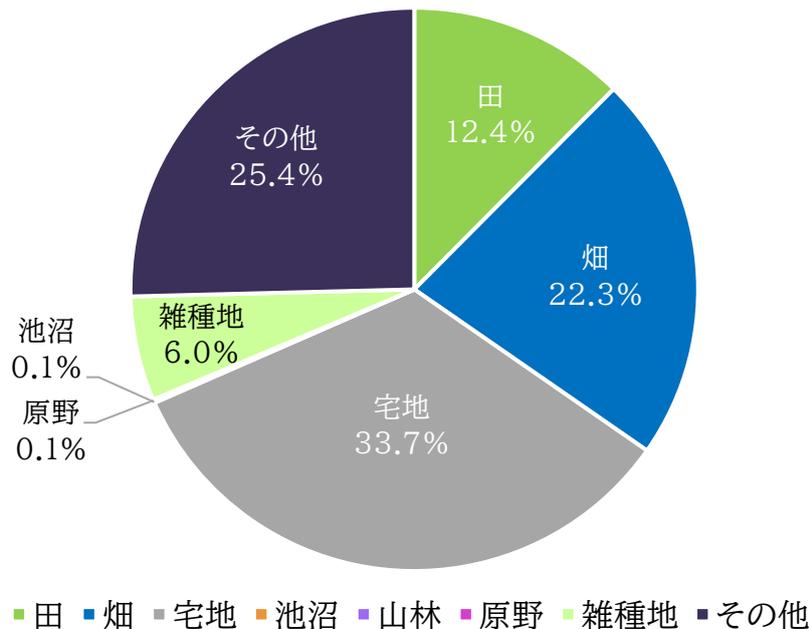


本市は継続的に人口が増加しているが、今後は減少に転じ、高齢化の進行が見込まれている。また、外国人住民数が多い特徴がある。

### 3 土地利用

本市の面積は 139.44 km<sup>2</sup>で、令和5年の地目別土地面積をみると、主に田 17.27 km<sup>2</sup> (12.4%)、畑 31.04 km<sup>2</sup> (22.3%)、宅地 47.03 km<sup>2</sup> (33.7%)、その他 35.35 km<sup>2</sup> (25.4%) となっています。池沼、山林、原野等はかなり少ないことがわかります。

土地利用の推移をみると、令和元年から令和5年の面積及び構成比において、田及び畑が減少し、宅地が増加しています。



出典：「伊勢崎市統計書（令和5年版）」（伊勢崎市）

図 2-9 伊勢崎市の土地利用の内訳

表 2-2 伊勢崎市の土地利用状況の推移(各年1月1日時点)

項目		田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
令和元年	面積(km <sup>2</sup> )	17.64	32.65	45.84	0.17	0.02	0.19	7.68	35.25	139.44
	構成比(%)	12.7	23.4	32.7	0.1	0.0	0.1	5.5	25.3	100
令和2年	面積(km <sup>2</sup> )	17.52	32.19	46.14	0.17	0.02	0.19	7.89	35.32	139.44
	構成比(%)	12.6	23.1	33.1	0.1	0.0	0.1	5.7	25.3	100
令和3年	面積(km <sup>2</sup> )	17.45	32.78	46.40	0.17	0.02	0.19	8.10	35.33	139.44
	構成比(%)	12.5	22.8	33.3	0.1	0.0	0.1	5.8	25.3	100
令和4年	面積(km <sup>2</sup> )	17.33	31.41	46.64	0.17	0.02	0.19	8.33	35.35	139.44
	構成比(%)	12.4	22.5	33.4	0.1	0.0	0.1	6.0	25.4	100
令和5年	面積(km <sup>2</sup> )	17.27	31.04	47.03	0.17	0.02	0.19	8.37	35.35	139.44
	構成比(%)	12.4	22.3	33.7	0.1	0.0	0.1	6.0	25.4	100

出典：「伊勢崎市統計書（令和5年版）」（伊勢崎市）



田と畑が土地利用の3割以上を占めており、池沼、山林、原野等は少ない。  
令和元年から令和5年にかけて田と畑の面積及び割合が減少している。

## 4 経済・産業

### (1) 産業分類別の事業所数・従業員数

第一次産業の主体は農業であり、農業の多くは事業所以外の個々の農家で行っています。土地利用については3割以上が田畑であり、他の産業と比較して農業は大きな面積を管理するため、今後の環境保全では重要な位置づけとなります。

第二次産業については、市域に15の工業団地と2つの流通団地があり、北関東有数の工業地帯となっています。本市の製造品出荷額も県内で14%程度を占め、県下2位の高位にあります。従業員数についても、第二次産業全体に対する製造業は86%となっており、二次産業の大部分を占めています。

事業所数・従業員数ともに第三次産業の占める割合が最も大きく、卸売・小売業、医療・福祉業、サービス業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業の従業員数の割合が高く、これらで市内全従業員数の約52%を占めています。

表 2-3 産業分類別の事業所数、従業員数

区分		事業所数		従業員数	
		事業所数	構成比 (%)	従業員数	構成比 (%)
第一次産業	農業	57	0.7	475	0.5
	林業	-	-	-	-
	漁業	1	0.0	5	0.0
	小計	58	0.7	480	0.5
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.0	7	0.0
	建設業	794	9.7	4,687	5.0
	製造業	1,193	14.6	29,883	31.6
	小計	1,988	24.4	34,577	36.6
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	35	0.4	96	0.1
	情報通信業	37	0.5	422	0.4
	運輸業・郵便業	280	3.4	6,955	7.4
	卸売・小売業	1,938	23.7	16,963	17.9
	金融・保険業	123	1.5	1,418	1.5
	不動産業・物品賃貸業	492	6.0	1,267	1.3
	学術研究・専門・技術サービス業	311	3.8	1,826	1.9
	宿泊業・飲食サービス業	685	8.4	5,555	5.9
	生活関連サービス業・娯楽業	748	9.2	3,456	3.7
	教育・学習支援業	203	2.5	1,642	1.7
	医療・福祉業	700	8.6	11,532	12.2
	複合サービス事業	34	0.4	713	0.8
	サービス業(他に分類されないもの)	532	6.5	7,612	8.1
	公務(他に分類されないもの)	-	-	-	-
小計	6,118	74.9	59,457	62.9	
合計	8,164	100.0	94,514	100.0	

出典:「伊勢崎市統計書(令和5年版)」(伊勢崎市)

第2次産業の従業員数の構成比は全体の約37%であり、そのうち製造業での従業員数が大部分を占めている。

## (2) 製造業の内訳

第2次産業の大部分を占める製造業の内訳は金属製品製造業、機械器具製造業（輸送用機械器具、生産用機械器具製造業）、プラスチック製品製造業及び食料品製造業が主となっています。

表 2-4 製造業の内訳

産業中分類	事業所数		従業員数	
	事業所数	構成比 (%)	従業員数	構成比 (%)
食料品製造業	82	6.9	4,853	16.2
飲料・たばこ・飼料製造業	9	0.8	353	1.2
繊維工業	49	4.1	429	1.4
木材・木製品製造業(家具を除く)	20	1.7	348	1.2
家具・装備品製造業	43	3.6	287	1.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	21	1.8	463	1.5
印刷・同関連業	31	2.6	320	1.1
化学工業	18	1.5	1,378	4.6
石油製品・石炭製品製造業	5	0.4	25	0.1
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	92	7.7	2,544	8.5
ゴム製品製造業	18	1.5	192	0.6
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0.1	2	0.0
窯業・土石製品製造業	26	2.2	596	2.0
鉄鋼業	16	1.3	249	0.8
非鉄金属製造業	29	2.4	1,009	3.4
金属製品製造業	227	19.0	3,200	10.7
はん用機械器具製造業	44	3.7	1,222	4.1
生産用機械器具製造業	125	10.5	1,150	3.8
業務用機械器具製造業	49	4.1	1,095	3.7
電子部品・デバイス・電子回路製造業	27	2.3	681	2.3
電気機械器具製造業	64	5.4	1,784	6.0
情報通信機械器具製造業	5	0.4	197	0.7
輸送用機械器具製造業	146	12.2	6,588	22.0
その他の製造業	46	3.9	918	3.1
合計	1,193	100.0	29,883	100.0
市内全事業所数、従業員数	8,164		94,514	

出典:「令和3年経済センサス-活動調査」(総務省)



第2次製造業の内訳は、金属製品、機械器具(輸送用機械器具、生産用機械器具)、プラスチック製品及び食料品が主となっている。

## 5 交通

### (1) 交通体系

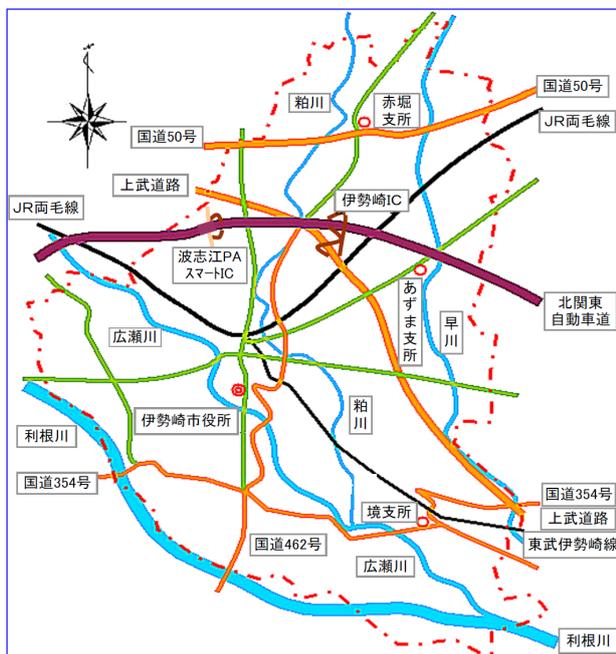
本市は、JR両毛線と東武伊勢崎線が結節する鉄道交通の要衝であるとともに、北関東自動車道が東西に横断し、伊勢崎インターチェンジ、波志江PAスマートインターチェンジが設置されています。

また、東部を貫通する国道17号上武道路、南北を結ぶ国道462号と主要地方道伊勢崎大間々線、さらに北に国道50号、南に国道354号が東西に横断しています。その他主要地方道が市の中心部から放射線状に伸びており、交通アクセスに恵まれています。

鉄道交通については、東西に伊勢崎駅と国定駅を擁するJR両毛線が横断し、伊勢崎駅では東武伊勢崎線が結節しています。また東武伊勢崎線は、新伊勢崎・剛志・境町の各駅から東京方面に向かっていきます。

市内にはJR両毛線の伊勢崎、国定駅と東武鉄道伊勢崎線の伊勢崎、新伊勢崎、剛志、境町の駅があります。令和4年度の乗車人数の合計は425万人以上と平成30年度から令和2年度は減少傾向にありましたが、令和3年度以降増加の傾向にあります。

また、伊勢崎駅や市民病院を中心にコミュニティバス路線が充実しており、乗り換えによって各方面へ向かうことができます。路線バスと組み合わせることで、本庄駅へ行くこともできます。



出典：「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン」  
(伊勢崎市)



出典：「伊勢崎市へのアクセス」(伊勢崎市 HP)

図 2-10 伊勢崎市の交通体系



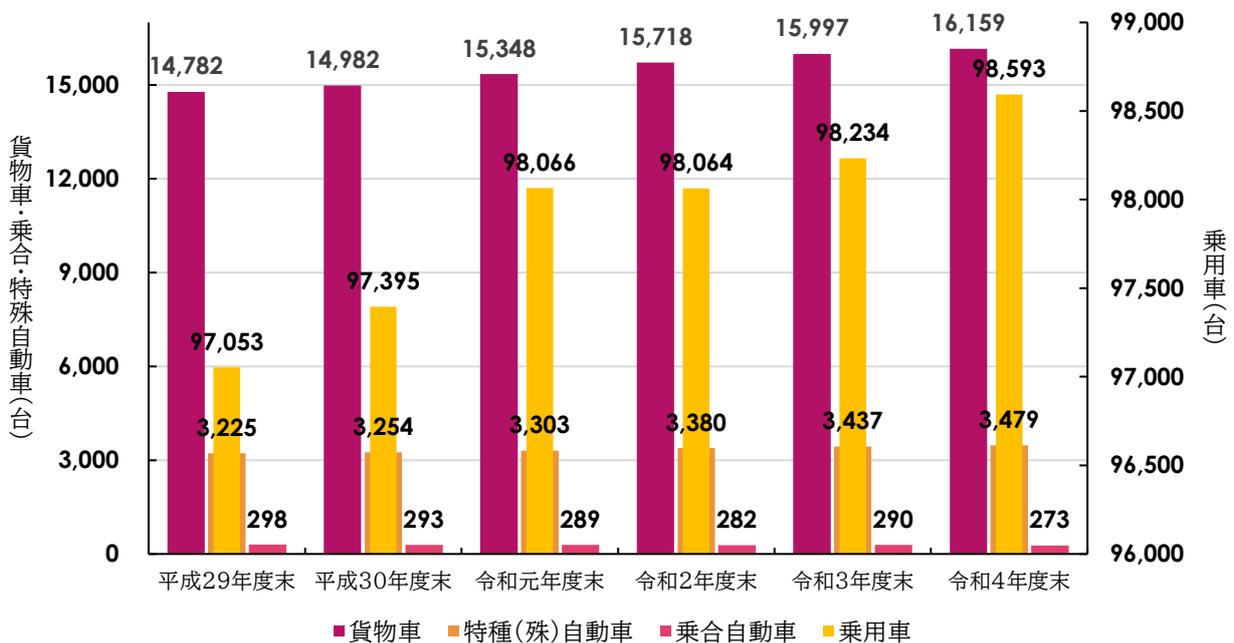
本市は、鉄道交通、道路交通ともに交通アクセスに恵まれている。路線バスを乗り換えて使用することで、前橋駅、本庄駅などへアクセスできる。

## (2) 自動車の保有台数・利用交通手段

自動車保有台数は、年々増加傾向にあります。セカンドカーとしての普及とともに、家族構成や燃費に配慮した車種選択が進んでいるためと考えられます。

自動車検査登録情報協会によると、自家用自動車の1人当たりの台数状況を都道府県別にみると、群馬県が0.716台で1位、栃木県が0.697台で2位、茨城県が0.693台で3位となっており、群馬県は全国1位の保有台数となっています。

本市における15歳以上の通勤・通学者の利用交通手段をみると、自家用車が81.3%と最も多く、次いで自転車(7.7%)の順となっています。公共交通である鉄道・電車は2.3%、乗合バスは0.2%にとどまっています。



出典：「伊勢崎市統計書（令和5年版）」（伊勢崎市）

図 2-11 伊勢崎市の自動車の保有台数



自動車保有台数は年々増加傾向にある。また、利用交通手段は自家用車が8割を超えており、公共交通機関の利用状況は低い状況にある。



## 第3章

# 伊勢崎市の環境の現状と課題

---

## 第1節 地球環境

### 1 地球温暖化対策のための取組動向

産業革命以降、人間活動により石炭や石油といった化石燃料が大量に使用され、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになりました。その結果、地球が過度に温暖化することとなり、近年になるほど温暖化は加速しています。

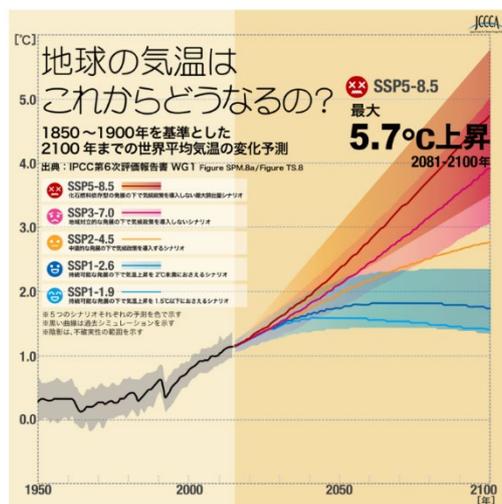
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、2100年までの範囲では、人為起源の発生源の二酸化炭素累積排出量と予測される世界平均気温の変化量の間、ほぼ比例の関係があることが示されています。

国際的な気候変動への対応として、平成27（2015）年12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すこととしています。

日本では、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、令和2（2020）年10月に菅元内閣総理大臣が、国会の所信表明演説で「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」と宣言しました。

群馬県では、2019年（令和元年）12月に群馬県知事が、群馬・気象災害非常事態宣言をするとともに、2050年に向け、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」といった「ぐんま5つのゼロ宣言」を表明し、実現に向けた取組が行われています。

このような社会的な潮流の中、本市においても地域の特性に応じて地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年3月に「第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府より令和6年度の「SDGs 未来都市」に選定されました。今後も市民、事業者及び市が一体となり、より一層の温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めていく必要があります。



出典：全国地球温暖化防止対策推進センター

図 3-1 世界平均気温の変化予測

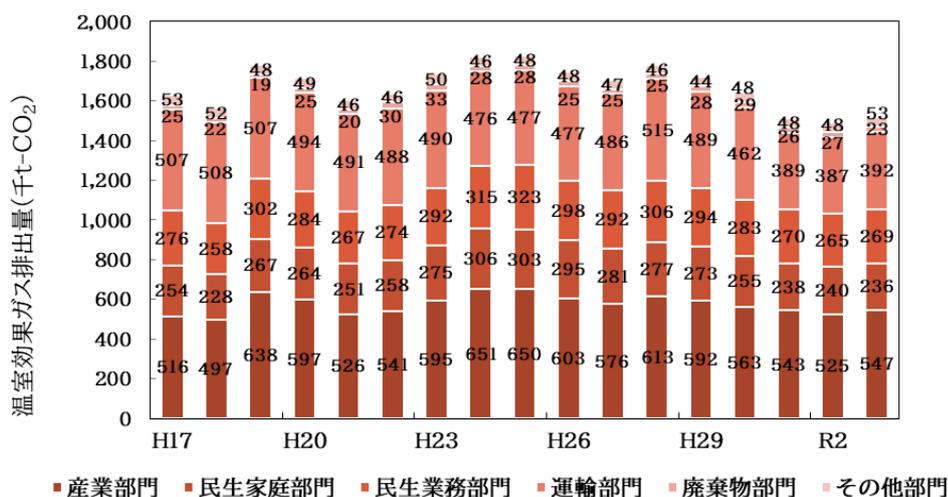
#### 課題

カーボンニュートラルを実現する社会を目指し、市民、事業者及び市が一体となり、市内の温室効果ガスの削減を一層加速させていくことが必要

## 2 温室効果ガスの排出量

本市の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25年度以降、排出量は減少傾向にあり、令和3年度の排出量は1,520千t-CO<sub>2</sub>となっています。

令和3年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比（平成25年度）では、その他部門において排出量が増加し、それ以外の部門では排出量は減少しています。前年度比では、産業部門、民生業務部門、運輸部門及びその他部門の排出量が増加しており、それ以外の部門の排出量は減少していますが、全体では1.9%の増加となっています。



出典：「伊勢崎市の環境（令和5年度版）」（伊勢崎市）

図3-2 温室効果ガス排出量の推移

表3-1 温室効果ガス排出量増減

部門	平成25年度 (基準年度)	令和2年度 (前年度)	令和3年度		
	千t-CO <sub>2</sub>	千t-CO <sub>2</sub>	千t-CO <sub>2</sub>	基準年度比	前年度比
産業	650	525	547	-15.8%	+4.3%
民生家庭	303	240	236	-22.1%	-1.8%
民生業務	323	265	269	-16.6%	+1.8%
運輸	477	387	392	-17.7%	+1.3%
廃棄物	28	27	23	-16.8%	-14.5%
その他	48	48	53	+9.9%	+9.2%
合計	1,827	1,491	1,520	-16.8%	+1.9%

出典：「伊勢崎市の環境（令和5年版）」（伊勢崎市）

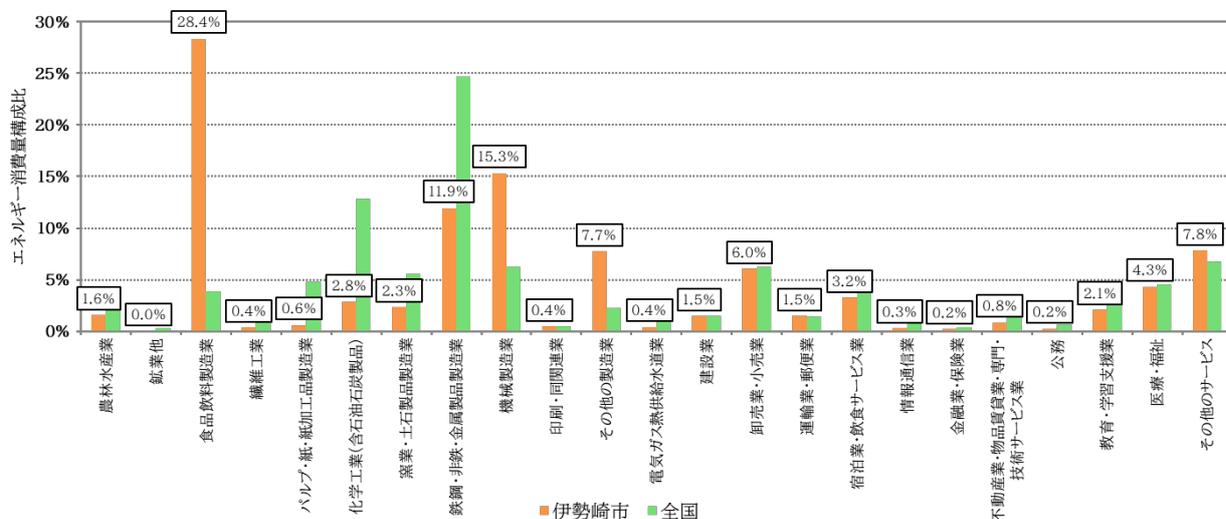
### 課題

令和3年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比では減少しているものの前年比では微増しており、温室効果ガスの抑制に向けた対策が急務

### 3 エネルギー消費量

本市の産業別エネルギー消費量は 10,679TJ/年であり、その構成比は「食品飲料製造業」が 28.4%と最も多く、本市全体のエネルギー消費量の約3割を占めています。次いで、「機械製造業」と「鉄鋼・非鉄・金属製品製造業」がそれぞれ約 15.3%、11.9%を占めています、上位3業種で市全体の 55.6%を占めます。高い割合を占めるこれら3業種を中心にエネルギー消費量の削減と温室効果ガスの排出削減が望まれます。

一方で、事業所からの廃棄物の有効活用やエネルギー源への転用も期待されます。近年は気候変動の影響で自然災害が頻発する傾向にあり、環境面だけではなく防災等社会的なレジリエンスの面からも地産地消できるエネルギーの確保が注目されるようになっていきます。



出典：「地域経済循環分析（2020年版）伊勢崎市」（環境省）

図 3-3 伊勢崎市・全国の産業中分類別エネルギー消費量構成比

#### 課題

個々の家庭での取組に留まらず、製造業を中心とした事業所における、環境配慮行動を促すための普及啓発や支援が必要

## 4 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは、天候や昼夜など自然環境条件により出力が大きく変動するものもあり、安定的供給の面から課題はあります。しかし、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出がほとんどないことや自然環境から繰り返し得られることから、持続可能な社会・脱炭素社会の実現に必要な不可欠なクリーンエネルギーといえます。

近年、国内において発電時や燃料燃焼時に発生した二酸化炭素を原料に合成メタンを製造するメタネーション技術の開発や、窓ガラスに使える透明な太陽光発電パネルやフィルム型太陽光電池など、現在は設備が設置できない場所でも再生可能エネルギーを利用可能となる開発が進められています。このような最新の技術動向に注視しながら、本市で導入可能な再生可能エネルギーを市民、事業者、市それぞれが積極的に活用していくことが求められています。

本市の再生可能エネルギー設備導入件数は、太陽光発電設備の導入件数が2019年度以降増加しているものの、その他の設備は導入実績が無い状態となっています。

引き続き、太陽光発電設備の導入を普及するとともに、これまで未利用・廃棄されていたバイオマス等の有効利用を視野に入れ、化石燃料依存型のエネルギー消費社会から、再生可能エネルギー利用、カーボンニュートラルな社会への転換を進めていく必要があります。

表 3-2 本市における再生可能エネルギー設備導入件数

年度	太陽光発電設備								風力 発電設備	水力 発電設備	地熱 発電設備	バイオ マス 発電設備	合計
	10kW未満		10kW以上										
		うち 自家 発電 設備 併設	うち 50kW 未満	うち 50kW 以上 500kW 未満	うち 500kW 以上 1,000kW 未満	うち 1,000kW 以上 2,000kW 未満	うち 2,000kW 以上						
2019	4,226	124	2,993	2,838	121	22	12	0	0	0	0	0	7,219
2020	4,762	136	3,278	3,102	136	26	14	0	0	0	0	0	8,040
2021	5,232	141	3,428	3,241	145	27	15	0	0	0	0	0	8,660
2022	5,760	150	3,514	3,316	155	28	15	0	0	0	0	0	9,274
2023	6,369	152	3,553	3,346	163	29	15	0	0	0	0	0	9,922

出典：「なっとく！再生可能エネルギー」（経済産業省資源エネルギー庁）

### 課題

最新の技術動向に注視し、太陽光発電設備の導入を促進するとともに、その他の自然エネルギーも有効利用し、カーボンニュートラルな社会への転換を進めていくことが必要

## 第2節 循環型社会

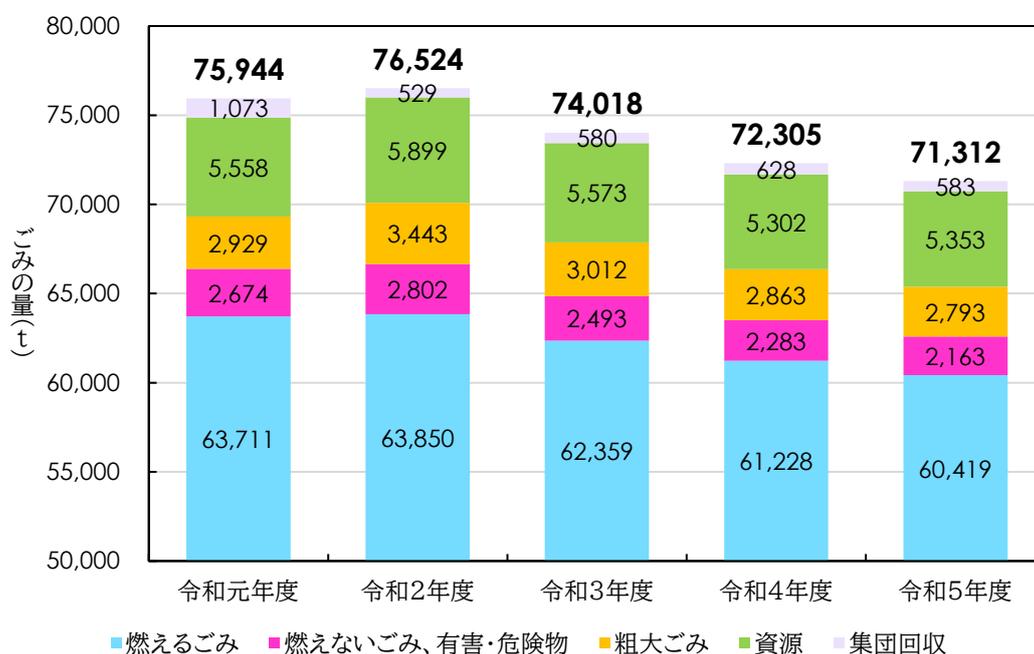
### 1 ごみ排出量・リサイクル率

ごみ問題については、ごみを「適正に処理する」、さらには「リサイクルする」というだけではなく、ごみの発生そのものを少なくすることの重要性が社会に認識され、循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、ごみは資源・エネルギーの一つとして認識されるようになりました。また、「持続可能な社会」の実現のため、ごみの減量や資源の有効活用に取り組むことはますます重要となっています。

本市では、ごみの減量化や再資源化（リサイクル）を図りながら、循環型社会の形成を進めることとしています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、生活スタイルが変化する中、排出されるごみにもその影響がみられ、令和5年度のごみ総排出量は71,312t、1人1日あたりのごみの量は917gであり、いずれも近年では減少傾向で推移しています。また、令和5年度のリサイクル率は10.1%で、ここ数年大きな変動は見られていません。

今後は、市民・事業者・市それぞれが高い意識と主体性を持ち、生産、消費、廃棄、それぞれの局面でごみの減量化と資源化に協働して取り組むことにより、高い循環型社会の構築を目指していく必要があります。



出典：「伊勢崎市のごみ処理（令和5年度版）」（伊勢崎市）

図3-4 ごみ排出量の推移

#### 課題

循環型社会の構築に向け、市民・事業者・市それぞれが主体的にごみの減量化・再資源化に取り組んでいくことが必要

## 第3節 自然環境

### 1 公園・緑地

本市は、利根川、広瀬川、粕川、早川などの流域に位置し、地域全体が起伏の少ない平坦な土地で森林が少ない状況になっています。そのため、公園のほか河川、防風林、沼周辺及び社寺境内が緑の拠点となっています。自然の樹林地などが少ない本市にとって、公園は都市景観の向上や緑とのふれあいの場として重要な役割を果たしています。

本市には、赤堀せせらぎ公園や、波志江沼環境ふれあい公園をはじめ、市民の生活にやすらぎや潤いをもたらす公園が多数あります。

一方で、公園の半数近くが開設から30年以上が経過しており、施設及び遊具が老朽化した公園や、市民ニーズの変化への適応が必要な公園も見られるため、計画的な維持管理や新たな公園の整備を進める必要があります。

表 3-3 本市における都市公園などの箇所数(令和5年度末現在)

種別		箇所数
都市公園	総合公園	3
	地区公園	8
	近隣公園	28
	街区公園	144
	風致公園	1
	歴史公園	3
	動植物公園	1
	都市緑地	9
	緑道	1
合計(内、都市計画公園 120 箇所)		198
都市公園以外の公園		45
児童遊園		20
合計		263



赤堀せせらぎ公園



あずま水生植物公園



平塚公園

#### 課題

公園施設の老朽化が進んでいることから、公園利用者の安全で快適な利用を確保する等の計画的な補修や更新による整備が重要

注：本市の公園名称の中にはネーミングライツにより愛称が存在しますが、本計画では施設名を記載しています。

## 2 動植物

### (1) 植物

本市は、県内の各市の中で森林面積が最も小さいですが、アカマツやコナラなどの林が河川沿いや池沼周辺、流れ山などに見られ、点在する寺社林等は小規模ですが貴重な緑の景観資源となっています。

全体的に平坦であり地形上の変化は大きくありませんが、植生の面では利根川流域や社寺林、屋敷林の大樹等に特徴的な景観が見られます。

今後、本市は、限られた森や、点在する社寺林、市内を流下する河川沿い等の植物生育環境の再生や保全、連続性を確保するための緑の回廊を整備することが望まれます。

また、ナガミヒナゲシ、オオキンケイギク、アレチヌスビトハギ等の外来植物の繁殖が確認されているため、対応が必要です。

表 3-4 本市の主な生育環境と植物

生育環境	具体的な植物
利根川流域	ハハコグサ、ミドリハコベ、キュウリクサ、ツメクサ、タブノキ等
河川の影響を受けたと思われるもの	・種子や果実が川の流れによって運ばれたもの 春咲きヤマガラシ(冬ガラシ・西洋ヤマガラシ)等 ・川風(上流及び下流からの風によって運ばれたもの) タンポポ、ノゲシ、ホウキギク等
国道 17 号(上武道路)等の大きな道路沿いに見られる帰化植物	セイタカアワダチソウ、イヌムギ、ネズミホソムギ、セイバンモロコシ等
社寺林や屋敷林の大樹等	(国指定天然記念物) ・華蔵寺のキンモクセイ (県指定天然記念物) ・連取のマツ(枝張は東西約 35m、南北約 26m) ・(旧)境高校のトウカエデ (市指定天然記念物) ・同聚院の大カヤ(樹齢約 600 年) ・波志江の大シイ(樹齢約 600 年) ・上植木のサカキ(樹齢約 300 年) ・赤堀今井の信濃柿(樹齢約 300 年) ・塩島稲荷の大サザンカ(樹齢約 300 年) ・西福寺の大カヤ(樹齢約 400 年)
その他	・華蔵寺公園(5,000 株のツツジ)他 サクラ、しゃくなげ、水生植物園の花しょうぶ ・小菊の里 ・あずま水生植物公園のアヤメ ・赤堀花しょうぶ園のショウブ ・天幕城趾あかぼり蓮園のハス ・小泉稲荷神社の大鳥居周辺のコスモス畑

出典：「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン」(伊勢崎市)

### 課題

河川沿いの植物生育環境の再生や保全、生育環境の連続性を確保した整備、外来植物への対応が望まれる

## (2) 動物

市内における動物の主な生息基盤となる森林環境は、アカマツやコナラなどの林が河川沿いや池沼周辺、流れ山などと考えられ、特に点在する寺社林等は小規模ではあるものの、貴重な生息環境となっています。

また、市の南側を流れる利根川の川幅が広く、その河川敷が草地を形成し、水際は干潟化していることで、県下有数の水辺の鳥の生息地となっているとともに、水辺環境を生息環境としている鳥類以外の動物にとっても貴重な環境となっています。その他、公園や耕作地、街路樹なども動物にとって重要な生息地となっています。

そこで、動物の生息基盤である植生環境を保全するとともに、市民の環境意識を高め、地域の自然環境保全活動に参加を促し、生きものの生息環境の創出と保全を図ることが望まれます。

一方で、近年アライグマやハクビシンなどの小型獣による家屋侵入等の被害が確認されており、その影響は農林水産業や生活環境、生態系、人間への健康被害と多岐にわたり、広域的な問題であることから、小型獣が寄りつかない環境づくりを住民に啓発するとともに、関係機関と情報共有を図りながら対策していく必要があります。

表 3-5 伊勢崎市内でみられる主な動物

分類名	生態的な特徴など	主な種	
ほ乳類	平地で森林がほとんど無い生息環境では、耕地や河川、草地などに生息する種に限定される夜行性が多い。	ホンドアカネズミ、アズマモグラ、ホンドイタチ、ホンドタヌキ、アブラコウモリ等	
鳥類	留鳥	季節による移動をせず、1年中同じ地域に棲む種	マガモ(一部)、キジバト、カワウ、アオサギ、トビ、オオタカ、カワセミ、モズ、カラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ムクドリ、ハクセキレイ、アオジ等
	夏鳥	春に南方から渡ってきて繁殖し、秋に去っていく種	カッコウ、コアジサシ、ツバメ、オオヨシキリ等
	冬鳥	秋に北方から渡ってきて越冬し、春に帰っていく種	マガモ、コガモ、ヒヨドリ(一部)、ジョウビタキ、シメ等
	漂鳥	1年中国内に棲むが、夏は山地や北部の地域で繁殖し、冬は低地や南部に移動する種	—
	旅鳥	渡り鳥で当該地域を通過する際、休息をとるなど一時的に生息する種	チドリ類、シギ類
	迷鳥	普通は生息しないが、台風等でまれに迷い込む種で数例以下の記録しかない種	コクガン、ツクシガモ、ケアシノスリ、ノハラツグミ等
爬虫類	群馬県内の平坦地では一般的に広く生息する種類が確認されている。ただ、ヤモリについては、東毛地域のみである。	カナヘビ、トカゲ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシ等	
両生類	群馬県内の平野部に見られる種類と大差はなく、利根川の草地、中小河川や水田、池沼などで確認できる。	無尾類(ヒキガエル、アマガエル、ニホンアカガエル、ウシガエル、トウキョウダルマガエル等)、有尾類(イモリ等)	
昆虫類	一般的な県内平野部で生息する昆虫は、ほとんど確認出来る。	チョウ、トンボ、クモ、ハチ、アリ、ガ、セミ、ハエの類、アメンボ、ヤゴ、ゲンゴロウ等	
魚類	利根川と支流中小河川が主な生息地であり、30種程度が確認されている。	オイカワ、ウグイ、ニゴイ、カマツカの採集頻度が特に高い。その他、ギンブナ、タモロコ、ゲンゴロウブナ、アユ、モツゴ、ヒガイ、コイ、ナマズ等	
その他	一般的な県内平野部で生息する陸産貝類やカニ類などは、ほとんど確認出来る。	カタツムリ、ナメクジ、タニシ、カワニナ、アメリカザリガニ、ミズムシ、プランクトン類等	

注：鳥類の渡り区分は、「群馬県鳥類目録 改訂版(2019.08.31 現在)」(日本野鳥の会群馬)による  
 出典：「伊勢崎市田園環境整備マスタープラン」(伊勢崎市)

## 課題

豊かで質の高い生息環境を市民・事業者とともに育んでいくとともに、近年確認されている、小型獣による家屋侵入等への対策が必要

## 第4節 大気環境

大気汚染は、工場・事業所などから排出されるばい煙や粉じん、自動車からの排気ガスなどが要因としてあげられます。

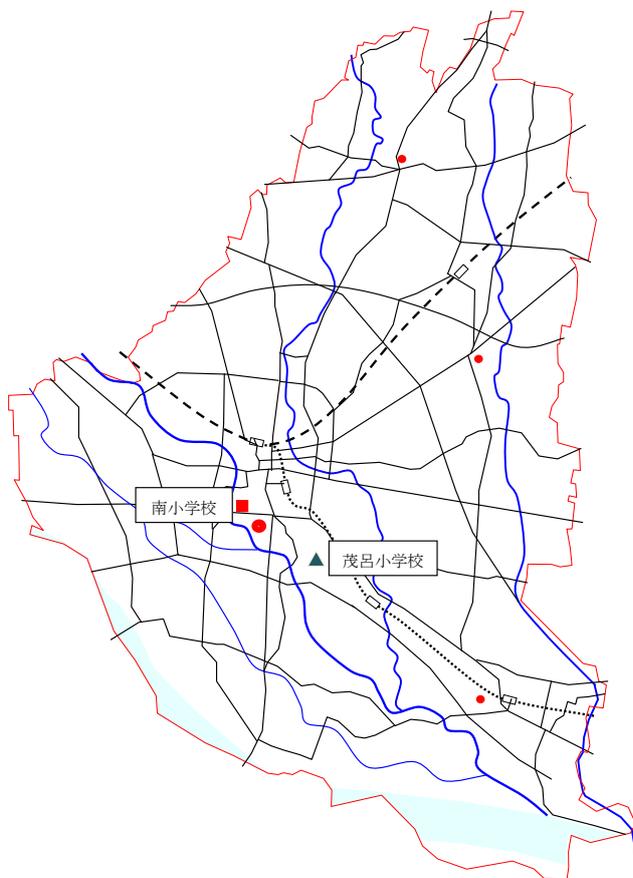
工場・事業所などから排出されるばい煙や粉じんについては、技術の進歩や規制対策が進んだことなどにより、その負荷量が削減されてきました。

自動車からの排気ガスについては、技術の進歩や規制対策等により、自動車個々からの排出量は減少しており、全体としては改善の方向に向かっています。

群馬県は1人当たりの自動車の保有台数が多いため、本市においても排出量削減に向けた取り組みが重要となります。

また大気汚染防止法に基づき、大気の大気汚染状況を把握するため、市内にある県の測定局（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局）で大気環境の測定が行われています。令和4年度の測定結果によると、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、環境基準を達成しています。一方で、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんでした。

これは全国的な傾向と同様となっています。近年、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントが人体におよぼす影響にも注目が集まっており、これらの広域的な大気汚染の問題は本市単独で解決することは困難であるため、今後も県や周辺自治体と協力しながら、改善に向けた各種の取り組みを推進していく必要があります。



一般環境大気測定局：南小学校  
 自動車排気ガス測定局：茂呂小学校  
 注：茂呂小学校での測定は令和6年度で廃止  
 出典：「伊勢崎市環境基本計画」（伊勢崎市）

図 3-5 大気汚染測定地点

### 課題

全体としては改善の方向に向かっているものの、光化学オキシダントの環境基準の非達成が続いており、県や周辺自治体と協力による対策が必要

## 第5節 水環境

### 1 河川及び地下水

本市では、水質汚濁防止法に基づき広瀬川・粕川などの主要河川及び沼の19地点にて水質調査及び市内の複数の井戸の地下水調査を行い、水質環境の把握に努めています。

主要河川の水質は、排出規制の強化を反映し、改善の傾向にあります。河川によっては望ましい水質環境に達していない地点もあります。

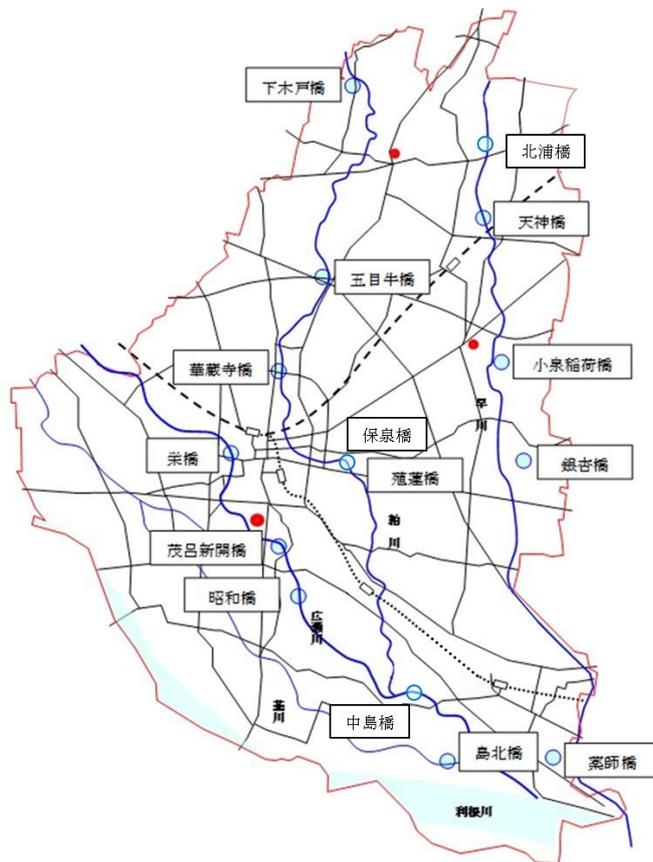
河川全体としては大腸菌数が環境基準を大きく超過しており、要因としては家畜排せつ物や家庭からの生活排水が大きく影響しているものと考えられます。

また、令和4年度の調査結果では、水の有機物汚染の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準点（環境基準の達成状況を把握するための地点）での数値は、粕川（保泉橋）で基準値を超過していました。

地下水の水質については、市内を4km四方に区画し、区画毎に1地点の井戸を選定し、地下水調査を行っています。

市内では毎年9地点で調査を実施し、環境基準が定められている28項目を調査しています。

2022年度（令和4年度）の調査結果では、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が1地点の井戸で環境基準を超過していました。「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は県内の多くの井戸で超過している物質です。超過原因としては農業の窒素肥料や家畜排泄物が大きく影響していると考えられます。引き続き、県と連携し、過去の調査において高濃度で検出された井戸を継続調査していきます。



出典：「第2次伊勢崎市環境基本計画」（伊勢崎市）

図3-6 河川水質調査地点

#### 課題

主要河川及び地下水における環境基準を超過している地点があり、今後も県や近隣自治体と連携を図りながら、水質の改善に向けた取り組みが必要

## 2 汚水処理状況

2022年度（令和4年度）末現在、本市の汚水処理人口普及率は69.5%であり、2017年度（平成29年度）の66.0%から改善が図られてきましたが、全国92.9%、県の84.2%に比べ、まだ低い状況です。また、処理施設別の割合を大きい順に挙げていきますと下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水の順番となっています。

公共下水道が整備された区域や合併処理浄化槽で生活排水を処理している家庭では、し尿と生活排水の両方が処理されますが、単独処理浄化槽、し尿の汲み取りにより生活排水を処理している世帯では、生活排水を未処理のまま河川などに排出しているため、水質汚濁の一因となっています。

水質汚濁の改善、適正な生活排水処理をするためには、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換等を推進していく必要があります。

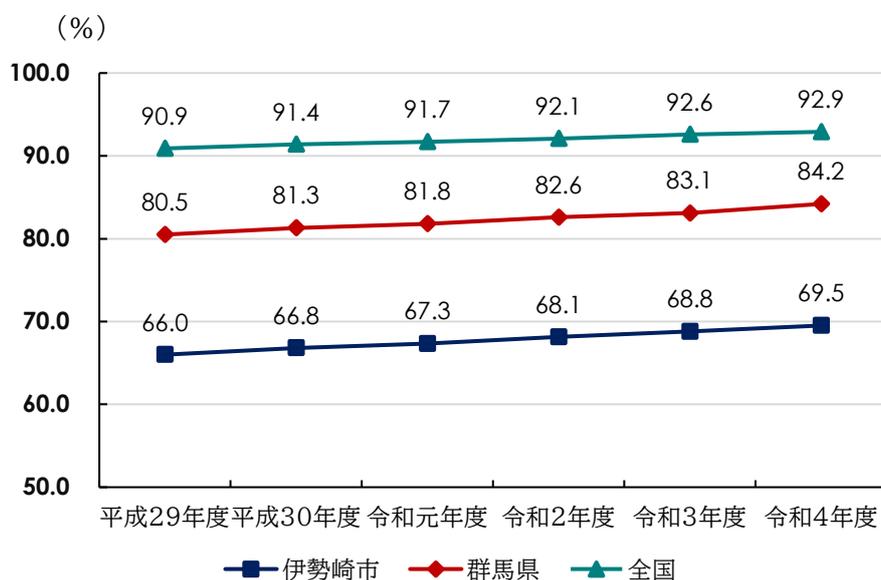


図 3-7 汚水処理人口普及率

表 3-6 汚水処理施設別の普及率

汚水処理施設名	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
下水道	34.4%	34.3%	35.4%	35.8%	36.0%	36.2%
農業集落排水	5.9%	6.0%	5.1%	5.1%	5.1%	5.2%
コミュニティプラント	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	25.7%	26.5%	26.7%	27.3%	27.6%	28.1%
汚水処理人口普及率	66.0%	66.8%	67.3%	68.1%	68.8%	69.5%

出典：「伊勢崎市の環境（令和5年度版）」（伊勢崎市）

### 課題

長年の課題である、本市の汚水処理人口普及率の改善に向け、地域に適した効率的な下水処理整備の推進が必要

### 3 水辺環境

本市は、利根川や広瀬川、粕川、早川などの一級河川と赤坂川などの準用河川や用排水路などの多くの普通河川があります。また、波志江沼や伊与久沼などの沼があり、美しい景観を保っています。

波志江沼環境ふれあい公園、ラブリバー親水公園うぬき、華蔵寺公園水生植物園では、四季折々の景観やウォーキング等を楽しむことができる水辺環境が整備されています。

これらの河川や沼などの水辺空間や、それを取り巻く緑と一体となった水辺環境は、私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれる場としての役割が期待されるだけでなく、動植物にとっての貴重な生息・生育空間として生態系の保全の面からも重要です。

本市としては、これからも水辺環境の多様な機能を保全するため、市民、事業者、市が一体となった取り組みが必要になります。



利根川の風景

#### 課題

市民だけでなく、動植物にとっての貴重な生息・生育空間となる水辺環境の保全に向け、市民、事業者、市が一体となって取り組んでいくことが必要

## 第6節 その他の生活環境

### 1 騒音・振動

騒音については、従来の工場・事業所等や建設作業によるものだけでなく、ライフスタイルの変化により、深夜営業の飲食店や拡声器の使用に伴う騒音、近隣からの生活騒音など、発生要因が多様化してきています。

騒音対策のため、本市では、法令に基づき「騒音に係る環境基準」と「規制基準」が地域の類型や時間帯に応じて定められています。

また、騒音・振動から生活環境を保全するため、令和4年度において、環境騒音について11地点（一般地域3地点、道路に面する地域8地点）、自動車騒音・振動について5地点で測定を行い、現況の把握に努めています。

令和4年度の一般地域の騒音では、全ての3測定点（つつみ公園、宮郷公民館及び境矢ノ原公園）において環境基準を満たしていました。

道路に面する地域での騒音では、主要地方道前橋館林線（日乃出町 337-12 及び境上刈名 993 の2地点）及び主要地方道高崎伊勢崎線で昼間・夜間が環境基準を超えている一方で、北関東自動車道、一般国道 462 号、主要地方道前橋館林線（中央町 11-6 付近）、主要地方道伊勢崎大間々線、主要地方道高崎伊勢崎線（田中町 178-2 付近）においては昼間・夜間ともに環境基準を満たしています。

自動車騒音・振動については、要請限度を超える地点はありませんでしたが、引き続き静かな環境の回復に向けて、各種の取組を推進していく必要があります。



つつみ公園



宮郷公民館



境矢ノ原公園

#### 課題

要請限度を超える地点は確認されていないが、道路に面する地域において、一部環境基準の超過が見られるため、測定と監視の継続が必要

## 2 悪臭

悪臭とは、大多数の人々に嫌悪感や不安感を与える臭いであり、住民からの苦情も多く、さまざまな発生源から発生しています。多くの種類の悪臭成分が様々な物質から、微量で発生するばかりでなく、人間の心理的・生理的嗅覚に左右されます。そのため、対策や苦情の解決には困難が伴い、公害のうちでも最も複雑な部分と言われています。

悪臭から生活環境を保全するため、本市では悪臭防止法に基づき、必要な規制及び規制地域の指定が行われています。また、市民から悪臭に対する苦情があった場合などには、原因者に対して是正指導を行っています。

近年では令和5年度に市内の工場及び事業場のうち、1事業所について臭気測定調査を実施しており、測定結果は悪臭基準に適合していました。

また、より細やかに対応するために、本市では平成19年10月1日から、人の嗅覚を用いて悪臭を測定する「臭気指数規制」を導入しています。

### 課題

悪臭防止法に基づき、必要な規制及び規制地域の指定を行うとともに、苦情があった場合などに、原因者に対して適切な指導の実施が必要

## 3 土壌汚染・地盤沈下

近年、全国的に工場・事業所等における土壌汚染調査、工場跡地などの再開発・売却時の土壌汚染調査、地下水のモニタリング調査などに伴い、市街地や工場跡地などでの土壌汚染が明らかになる事例が増えています。令和6年5月現在、「土壌汚染対策法」の要措置区域に該当する区域はありません。

本市では、土壌汚染対策法に基づく調査により、平成23年には波志江町において六価クロム化合物、平成25年3月には境上矢島において鉛及びその化合物、平成26年には日乃出町においてトリクロロエチレン、令和3年には東本町において六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物、令和6年には国領町においてふっ素及びその化合物による土壌汚染が発生していたことが判明しました。

そのため、この5ヶ所については土壌の汚染状態が指定基準に適合しない要措置区域として指定されましたが、いずれについても法律に基づいた適正な措置が実施され、区域の指定は解除されています。

また、本市の地盤沈下は、関東地方北部の地盤沈下が広く観測されている地域に属することから、県等関係機関と協力して、地盤沈下の状況や対策方法について検討を進めており、市内の8ヶ所の水準点において地盤の変動量を観測しています。

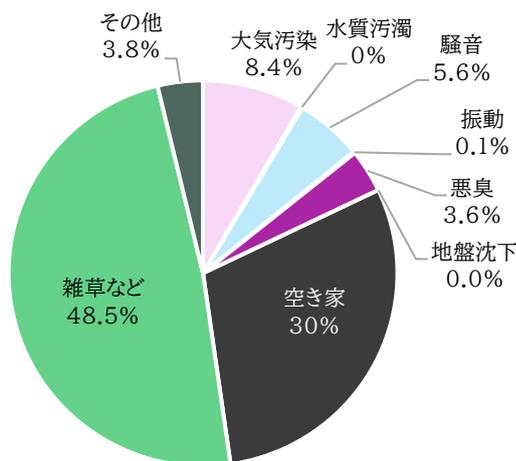
### 課題

土壌汚染対策法に基づく調査を実施するとともに、地盤沈下の状況の観測や対策方法の検討を、県などの関係機関と協力して実施することが必要

## 第7節 公害に係る苦情の現状

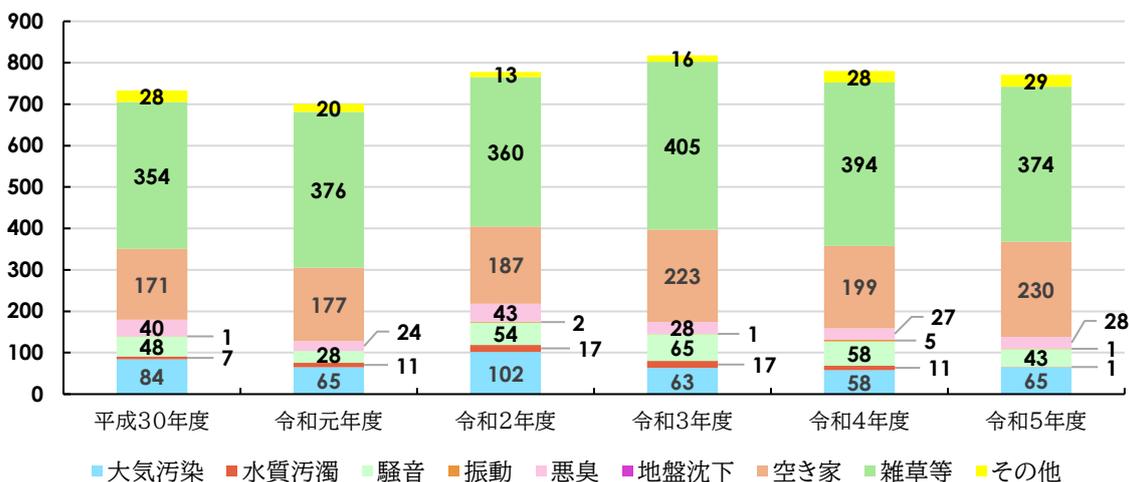
伊勢崎市における公害苦情処理件数の経年変化は、令和3年から処理件数は減少しているものの、典型7公害以外の空き家に関する苦情処理件数が増加傾向にあります。

令和5年度の公害苦情処理状況は、771件であり、典型7公害以外の公害苦情（空き家29.8%、雑草など48.5%）が約78%を占め、典型七公害については、大気汚染・騒音・悪臭・水質汚濁・振動の順で多く、地盤沈下についての苦情処理はありませんでした。



出典：「伊勢崎市統計書（令和5年版）」（伊勢崎市）

図3-8 令和5年度の公害苦情処理状況



出典：「伊勢崎市統計書（令和5年版）」（伊勢崎市）

図3-9 伊勢崎市における公害苦情処理件数の経年変化

### 課題

大気騒音に加え、典型7公害以外(空き家、雑草等)の公害苦情が約8割を占めており、近年増加傾向にあるため、これらの苦情への対応が必要

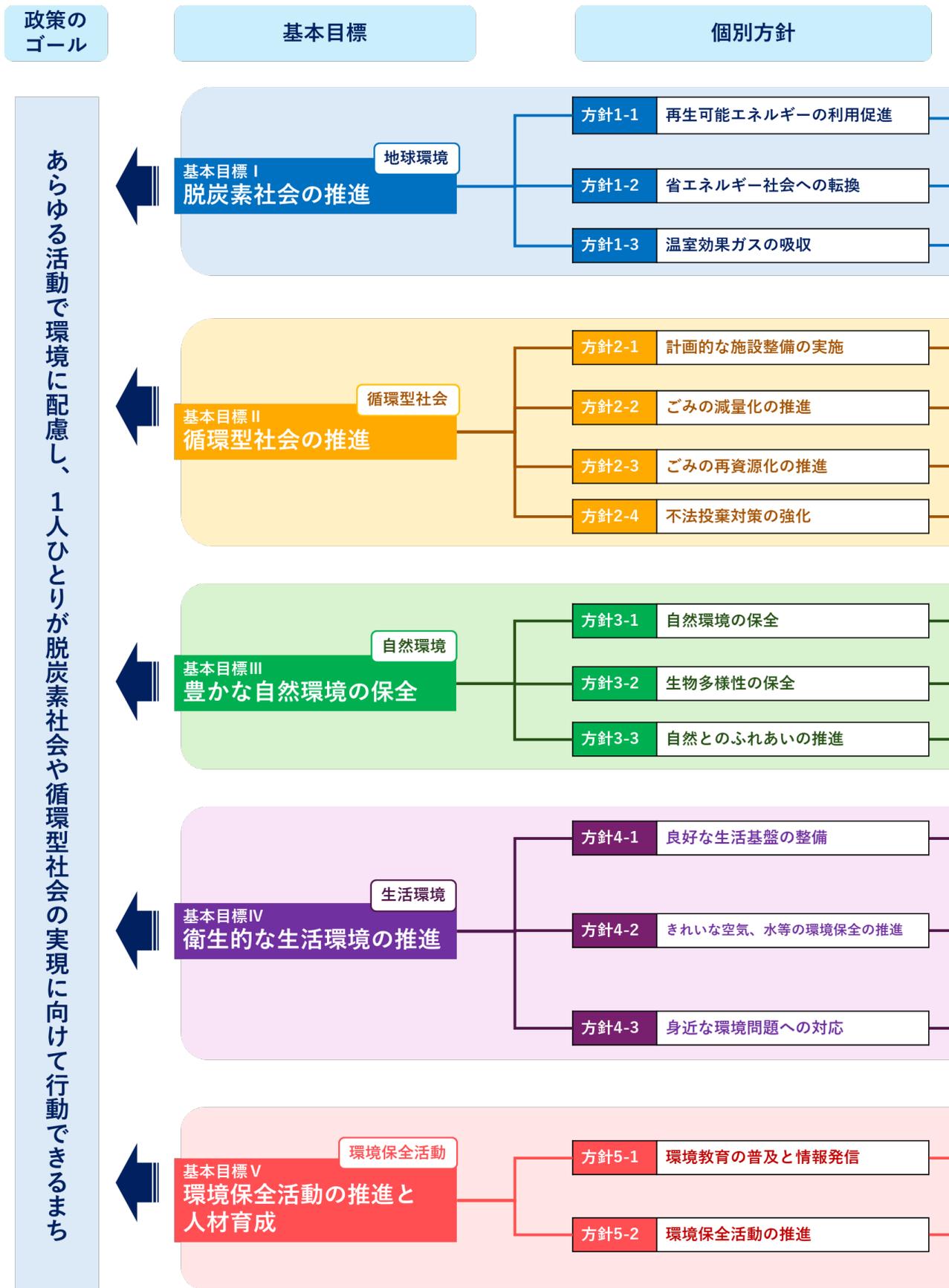


第 4 章

# 環境施策

---

# 第1節 施策の体系



施策の展開

関連するSDGsのゴール

- ① 再生可能エネルギーの活用とPR
- ② 再生可能エネルギーを家庭や事業所に普及・促進
- ③ 公共施設への太陽光発電設備の導入

- ① 省エネルギー社会への転換
- ② 公用車への次世代自動車の導入
- ③ 省エネ型のライフスタイルの推進

- ① 緑化による吸収
- ② カーボン・オフセットの推進



- ① 清掃リサイクルセンター21等の施設整備
- ② 最終処分場の延命化

- ① ごみの分別収集方法の周知徹底
- ② 食に関するごみの削減の推進

- ① 資源物の分別の周知徹底
- ② グリーン購入の推進

- ① 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止
- ② 不法投棄発見後の迅速・適正な処理



- ① 公園や緑地の保全・整備の推進
- ② 遊休農地などの活用の推進
- ③ 豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創出

- ① 多様な動植物の生息・生育環境の保全
- ② 生物多様性の理解と浸透
- ③ 外来生物への対策

- ① 人と自然のつながりを深める機会の創出
- ② 緑化活動の推進



- ① 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進
- ② し尿処理施設適正管理の推進

- ① 自動車から発生する排出ガスの抑制
- ② 工場・事業所などへの監視体制の充実
- ③ 空間放射線量測定の実施と放射性物質に関する適切な周知
- ④ 水質汚濁の防止と河川の自然回復・浄化
- ⑤ 土壌汚染の防止と健全な土壌環境の維持・管理
- ⑥ 公害苦情への適正な対応処理と啓発活動の促進

- ① 環境に配慮した生活の推進
- ② 生活環境に関する苦情への対応



- ① 環境教育・環境学習の充実
- ② 環境情報の共有化
- ③ 幼少期の環境教育の促進

- ① 環境に関する組織づくり
- ② 環境に関するネットワークづくり
- ③ 環境美化活動の推進
- ④ 環境マネジメントシステムの導入促進



## 第2節 施策の基本目標

本計画では、望ましい環境像を実現するため、以下に定める5つの基本目標のもとで、本市の特色を活かしながら各種の施策を展開していきます。

これにより、本市の豊かな環境を未来に引き継いでいくことを目指します。

### 基本目標Ⅰ 脱炭素社会の推進

- ◆ 一人ひとりが、日常の生活や事業活動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識します。
- ◆ 市民・事業者・行政が一体となって、温室効果ガス削減に取り組み、カーボンニュートラルを目指します。

### 基本目標Ⅱ 循環型社会の推進

- ◆ 今後も引き続き循環型社会の形成を目指し、社会基盤の整備を進めることにより、適正なごみ処理を推進します。
- ◆ 市民・企業・団体・行政の協力により、更なるごみの減量化・再資源化を推進します。

### 基本目標Ⅲ 豊かな自然環境の保全

- ◆ 一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識します。
- ◆ 水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

### 基本目標Ⅳ 衛生的な生活環境の推進

- ◆ 一人ひとりが日常生活や事業活動に伴い発生する環境汚染が、人の健康と生活環境に負担となることを認識します。
- ◆ 大気や水などを良好な状態に保つことにより、安心・安全な生活環境を未来に伝えます。

### 基本目標Ⅴ 環境保全活動の推進と人材育成

- ◆ 一人ひとりが環境学習等を通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加します。
- ◆ 市民、事業者、市のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、恵み豊かな環境を、未来へつなげます。

## 第3節 施策の取組方針と内容

### 基本目標Ⅰ 脱炭素社会の推進

#### ❖ 関連するSGDsの目標



「地球沸騰化」とも形容される夏季の猛烈な暑さや過去に例をみない突発的な豪雨など、気候危機とも呼べる気候変動による環境への悪影響が私たちの生活に現れています。

直面している気候危機の影響を最小限に食い止めるため、市民、事業者、市それぞれが太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーの活用を進めていくとともに、エネルギーを使う家電製品や自動車等の利用を工夫するなど環境負荷の少ない省エネルギーなライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していく必要があります。

市は、国や県と連携しながら、市民や事業者が環境に配慮した行動を効果的に行えるよう、エネルギーを効率よく利用する方法や脱炭素化設備の導入補助、公共施設への太陽光発電設備やLED化等を図ります。

また、地球温暖化対策や省エネルギー活動の取組など市民、事業者が環境への意識・知識を高めるため普及・啓発などの情報発信を行うとともに、事業者と連携し、エネルギーの地産地消や脱炭素社会の実現を目指します。

#### 方針 1-1 再生可能エネルギーの利用促進

市民や事業者に対して、脱炭素化設備導入補助を行うとともに、再生可能エネルギーを公共施設で率先的に導入していきます。また、環境に関する意識・知識を高める普及啓発を継続的に実施し、脱炭素社会に向けた行動変容を促していきます。

#### ● 施策

##### ① 再生可能エネルギーの活用とPR

環境への意識・知識を高めるためのイベントの開催等を通して環境に対する情報発信を行うことで、家庭・事業所における再生可能エネルギーに関する理解を促進し、導入へとつなげる普及啓発を図っていきます。

##### ② 再生可能エネルギーを家庭や事業所に普及・促進

本市における温室効果ガス排出量の削減を加速させるため、家庭への脱炭素化設備の導入費用に対する補助金を交付します。また、脱炭素化の実現に向けた連携協定を締結している事業所と連携し、エネルギーの地産地消や脱炭素化の実現に向けた取組を促進します。

##### ③ 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

設置可能な公共施設に太陽光発電設備等を導入し、公共施設の脱炭素化及び再生可能エネルギーへの転換を図り、広報等を通して積極的にその効果を公表します。

## ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
市域の温室効果ガス排出量	1,520 千 t-CO <sub>2</sub> <sup>注</sup>	検討中	検討中
家庭用脱炭素化設備導入補助交付金の交付件数(累計)	0 件	3,000 件	5,500 件
設置可能な公共施設への太陽光発電設備導入の割合	2.2%	43.2%	50.0%

注：表中の数値は令和3年度の排出量を示している。

## 方針 1-2 省エネルギー社会への転換

市民や事業者、市の各主体の一人ひとりが省エネルギーなライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくための取組を推進します。

市民や事業者に対し、環境に配慮した考えに沿った省エネルギー活動の実践や省エネルギー機器・設備の導入を支援し、温室効果ガス排出抑制の促進を図ります。

市は、庁舎・学校・公民館等の市民に対するアピール度の高い公共施設を中心に、省エネルギー機器・設備を積極的に導入します。また、公用車への次世代自動車の導入を促進し、取組の効果について積極的に広報紙等を通じて公表します。

## ● 施策

### ① 省エネルギー社会への転換

市民や事業者に対し、環境に配慮した省エネルギー活動の実践や省エネルギー機器・設備の導入を支援するとともに、公共施設照明器具のLED化の推進により、エネルギーの効率的な利用を図ります。

### ② 公用車への次世代自動車の導入

走行時に二酸化炭素や排気ガスが排出されない電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車導入を促進します。

### ③ 省エネ型のライフスタイルの推進

省エネルギー社会への転換に向けては、日常生活・事業活動を見直すことが必要です。家庭内での節電、節水や通勤通学時の自転車の利用など、省エネ型のライフスタイルを地域の中に定着させるよう普及啓発を図ります。

市においても、クールビズ・ウォームビズの通年化による電気使用量の削減や、ペーパーレス化などに率先して取り組みます。

## ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
公共施設照明器具のLED化の割合	39.6%	90%	100%
公用車への電気自動車導入の割合	0.6%	19.8%	27.9%

## ●コラム● デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

政府は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を推進しています。

本市は、令和5年8月にデコ活に取り組むことを宣言しました。市民、事業者の皆様も、市とともに「デコ活」に取り組んでいきましょう。



### 【デコ活の取り組みの例】

- デ = 電気も省エネ 断熱住宅
- コ = こだわる楽しさ エコグッズ
- カ = 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ = つながるオフィス テレワーク

出典：環境省

## ●コラム● エコ通勤

自家用車による通勤は、地球温暖化や周辺地域の渋滞など、さまざまな問題の原因となり得ます。事業所の社会的責任(CSR)の観点からも、また各事業所の効率的な経営の観点からも、より望ましい通勤交通のあり方を模索していくことが求められています。

「エコ通勤」とは、このような背景のもと、通勤手段を自家用車からより環境負荷の少ない徒歩や自転車、公共交通機関などにシフトしていく取り組みです。

伊勢崎市では、定期的にマイカーを使わない通勤を呼びかけるなど市職員のエコ通勤を推奨しています。これまでの取組実績を元に、公共交通利用推進等マネジメント協議会が実施しているエコ通勤優良事業所認証制度に登録申請し、認証基準を満たしているとして令和5年2月28日に認証登録されました。

事業者の皆様もエコ通勤優良事業所認証制度に登録して、地球温暖化防止に取り組んでみませんか。



エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク



エコ通勤優良事業所認証登録証

### 方針 1-3 温室効果ガスの吸収

都市にうるおいをもたらす緑は、快適に暮らせるまちづくりに欠かせない存在ですが、地球温暖化対策の面でも効果を有しています。特に、群馬県の森林面積は関東地方で最も大きく、豊かな森林資源を有していることから、木材を利用した脱炭素化に資する取組が期待されています。そこで、本市においても、大規模開発の機会等を捉えた緑化の指導、誘導、公園等の整備を推進し、樹木による二酸化炭素の吸収を促進します。



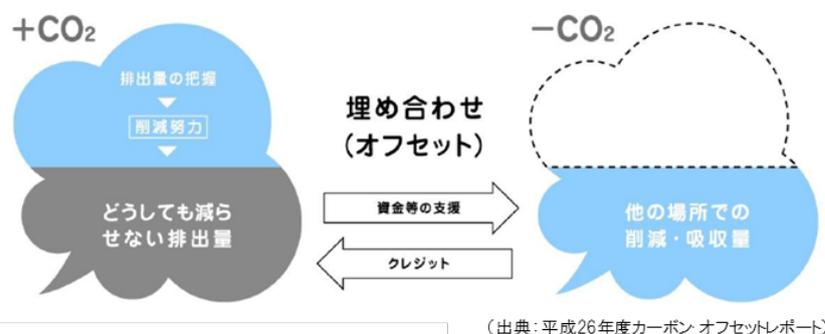
また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、市内の対策だけでは削減しきれない二酸化炭素排出量を区域外における削減対策への貢献によって相殺（カーボン・オフセット）する取組が公民問わず、全国的に広がりつつあります。

カーボン・オフセットに取り組むことは、自らの活動に伴う温室効果ガスに責任を持ち、自らが主体的に排出削減活動を行うことの促進や、温室効果ガス排出削減活動・吸収活動（森林整備・保全活動など）への資金還元、ひいてはそれらが実施される地域の活性化に寄与することにつながります。

このような視点から、市内事業者等のカーボン・オフセットの取組を支援するとともに、周辺自治体と連携したカーボン・オフセットを推進していきます。

#### ●コラム● カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせるという考え方です。



環境省や林野庁が主体となり、2008年より国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」、2013年より「J-クレジット制度」が開始されました。家庭・中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指しています。

## ● 施策

### ① 緑化による吸収

樹木等の植物は、大気中から二酸化炭素を吸収するとともに酸素を放出し、生長に伴い二酸化炭素を内部に固定します。また、緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化の効果として遮熱作用が知られています。緑があることで、建物に直射日光が当たるのを防ぎ、さらに葉の蒸散作用により熱を逃がすため、建物の温度上昇が抑えられます。それにより、エアコンの冷房負荷が軽減され、節電等を含む省エネルギー化に効果を発揮します。

市全体の二酸化炭素排出量に対し、ごくわずかな削減効果ですが、緑は良好な居住環境の形成、景観形成、生きものの生息、生育環境の創出などの多面的、副次的な効果を持っています。これらの機能を生かすため、市民、事業者と協働して、緑を育てる取組を推進します。

県では、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針」を令和2年3月に策定しています。

本指針においては、県産木材の生産・加工・流通体制の整備や、住宅及び非住宅建築物等における県産木材の利用促進が施策として掲げられています。

本市においても、本指針等に基づき、公共施設、民間施設の建築物等における県産材の利用を促進していきます。

### ② カーボン・オフセットの推進

国では、カーボン・オフセット普及のために指針やガイドラインを策定したほか、カーボン・オフセットに用いるクレジットの認証制度や、非化石証書、グリーン電力証書など「二酸化炭素を排出しない」という環境価値の部分を生産して取引ができるように証書化する仕組みを推進しています。

本市においても、事業者へこれらの制度の活用を促すとともに、国の制度の活用や、国内最大の森林面積を誇る群馬県下の自治体等と連携したカーボン・オフセット事業の推進を検討します。また、都市ガスなどのエネルギー調達について、カーボン・オフセットされた商品の選択を推進します。



出典：「自治体向けカーボンオフセットガイドブック」(ECO ネット東京 62)

### カーボン・オフセットの事例

●コラム● J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

この制度から創出されたクレジットは、ある場所で排出された二酸化炭素を、二酸化炭素の排出量の削減を行った他の場所で発生したと置き換える方法(カーボンオフ・セットなど)により、民間企業で二酸化炭素削減目標が達成できない場合に利用するなど様々な用途に活用されています。



出典：J-クレジット制度 HP

● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
検討中			

## ● 目標達成に向けた取り組み例

### 市民の取り組み

- 住宅への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入に努めましょう。
- 蓄電池システムや家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に関する情報を入手し、知識を深めましょう。
- 環境イベント等で得た知識や経験を我慢や負担を強いることなく、各家庭での日常生活において実践行動し、家族や友人に広めましょう。
- 宅配荷物を注文する場合は、時間指定や置き配、宅配ボックスなどを利用しましょう。
- 省エネルギー基準を満たす高断熱化住宅の導入に努めましょう。
- 既存住宅のリフォームの際には、断熱材選びや窓の熱効率を考慮して住宅・設備メーカーと相談の上、より少ないエネルギーで暮らせる住宅にしましょう。
- 住宅への省エネ家電や高効率照明、高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入・買換えを検討し、省エネルギー化を推進しましょう。
- 毎月の電気料金を把握しましょう。
- 通勤・通学や買い物等での近距離移動は、地球温暖化防止、健康増進、渋滞緩和、公共交通のサービス向上（運行本数増）などのメリットがあることを知り、徒歩での移動や自転車を使用しましょう。
- 中距離以上の移動についても、徒歩・自転車移動と公共交通機関の利用を組み合わせ、出来るだけ自動車の使用を減らしましょう。
- 次世代自動車を購入対象に含め情報収集し、ご自身のライフスタイルに応じて購入を検討しましょう。

### 事業者の取り組み

- 工場・事業所等への太陽光発電・太陽熱利用設備について情報収集し、積極的な導入に努めましょう。特に、大規模施設を有する事業者は、再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入しましょう。
- 事業所・工場等への高効率給湯器や高効率空調、高効率照明等の省エネルギー機器・設備の導入に努めましょう。また省エネルギー活動を実施しましょう。
- 低予算でもできる空気循環を考慮した空調効率や熱伝導効率の改善を実施しましょう。また、省エネルギー診断を事業所・工場等で実施しましょう。
- 不要な照明、冷暖房の点検を実施しましょう。
- エネルギー消費機器の使用量を把握し、管理できるようにしましょう。
- 公共交通利用推進等マネジメント協議会が実施しているエコ通勤優良事業所認証制度への登録を検討しましょう。
- クールビズ・ウォームビズの通年化とペーパーレス化を推進しましょう。
- 次世代自動車を購入対象に含め情報収集し、購入を検討しましょう。
- 事業所・工場などに積極的に緑を増やし温室効果ガスの吸収を促進しましょう。
- 国や県で進めている排出量取引制度などの新たな取組について情報収集し、積極的に制度の活用を検討しましょう。

## 基本目標Ⅱ 循環型社会の推進

### ❖ 関連するSGDsの目標



製造業の多い本市では、エネルギー使用量の削減とともに、廃棄物の減量化や再資源化に取り組んでいくことが重要です。

本市のごみの排出量は減少傾向にありますが、更なるごみの減量化に向けて、分別意識の向上を図る啓発活動や不法投棄の防止に向けた市職員のパトロールなどの監視のほか、市民や事業者の適正なごみ処理に関する指導を充実させていきます。

また、清掃リサイクルセンター21のごみ焼却施設やリサイクルプラザの老朽化が著しいことから、適正なごみ処理を維持するために施設の安定稼働と長寿命化を図るとともに、ごみ処理施設の広域化についても検討します。

食品ロスとプラスチックごみは、国及び群馬県が2050年までに排出ゼロを宣言しており、原材料の調達、製造から消費、廃棄まで、一体的に取り組む必要があります。

市民・事業者・市それぞれが高い意識を持ち、生産、消費、廃棄、それぞれの局面でごみの減量化と資源化に協働して取り組むことにより、質の高い循環型社会の構築を目指します。

### 方針 2-1 計画的な施設整備の実施

清掃リサイクルセンター21の施設整備を計画的に実施し長寿命化を図るとともに、ごみの減量化・再資源化により最終処分場の延命化に努めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。

#### ● 施策

##### ① 清掃リサイクルセンター21等の施設整備

清掃リサイクルセンター21は、平成12年4月1日に稼働を開始し、当時の最新技術を結集したごみ処理施設です。地下2階、地上5階建ての工場棟には、焼却施設とリサイクルプラザが設置されています。

稼働開始から25年が経過したことから、施設の安定稼働と長寿命化を図るための整備を計画的に進めます。



清掃リサイクルセンター21

##### ② 最終処分場の延命化

老朽化の進んでいる施設については、効果的な改修を行うことにより、長寿命化を進めて最終処分場の延命化に取り組みます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。

#### ごみ処理広域化とは？

それぞれの自治体で単独運営していたごみ処理施設を集約し、共同で処理をすることです。ごみ処理の広域化については、国の方針にも位置付けられており、全国的にごみ処理広域化への取り組みが進められています。ごみ処理を広域化することによって、建設費と維持管理費の縮減や排ガス処理の高度化による環境負荷の低減、ごみ発電等のエネルギー回収の効率化などのメリットが期待されます。

## ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
最終処分量	8,891t	6,900t	6,200t

## 方針 2-2 ごみの減量化の推進

持続可能な循環型社会を形成するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り、限りある資源を無駄なく効率的に利用していくことが求められます。

そこで、広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法の周知徹底やリユース食器貸出事業の利用促進等により、ごみの適正処理を推進し、減量化を図ります。

## ● 施策

### ① ごみの分別収集方法の周知徹底

生産・流通・消費に関わる市民・事業者に対し、不要なものを出さない暮らしや事業活動への転換を促すため、広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法を周知しています。また、外国人の居住者が多い本市では、多言語でごみ分別のルールが照会できるような情報発信を行っています。

マイバッグの利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、近年問題となっている使い捨てプラスチックについても削減を目指します。



ごみ分別アプリ  
「さんあーる」

### ② 食に関するごみの削減の推進

本市では、食品ロス(まだ食べられるのに捨てられてしまう食品)を削減するため、食品ロスの削減に向けた取り組みを実践している市内の飲食店や宿泊施設を募集し、「伊勢崎市食品ロス削減協力店」として認定する事業を進めています。

また、最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす「30・10運動」や「生ごみ処理器の購入費助成金」の交付を行っています。

さらに、市内のイベントで営利目的でなく飲食を提供する団体を対象に、無料でリユース食器(繰り返し洗って利用できるプラスチック製の食器)を貸し出す事業を実施し、イベント会場のごみの減量及び焼却で発生する二酸化炭素の削減に取り組んでいます。

引き続き、これらの事業を通して、食に関するごみの削減を推進していきます。



食品ロス削減協力店  
ステッカー

## ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
1人1日当たりのごみ排出量	917g	855g	805g

## 方針 2-3 ごみの再資源化の推進

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会の実現に向けては、リデュース・リユースを優先的に進めたいうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

そのため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化し、質の高いリサイクルを推進します。また、環境負荷の少ない環境配慮型製品の購入を促進します。

### ● 施策

#### ① 資源物の分別の周知徹底

リサイクルの質をさらに上げていくため、市民や事業者にとってわかりやすいごみ分別方法を検討し、市のホームページでの情報発信やパンフレットの配布等によって周知を図るとともに、公共施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進します。また、引き続き外国人向けにも多言語での資源化の情報発信を行います。

#### ② グリーン購入の推進

循環型社会の推進には「再生品等の供給面の取組」に加え「需要面からの取組」も重要です。平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。本市においても、「伊勢崎市グリーン購入法に基づく調達方針」を平成30年に定めています。

本方針では、市の全ての事務事業及び活動の実施に当たって調達する物品における特定調達品目の調達時には原則100%基準を満たすことを目標としています。

引き続き本方針に基づき、市民・事業者に対し、リサイクル製品や詰め替え用製品など環境への負荷の少ない環境配慮型製品を購入するグリーン購入を促します。

1 用紙	購入基準（仕様）
特定調達品目 コピー用紙	<p>【判断基準】</p> <p>①環境省の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の総合評価値が80以上であること。</p> <p>②パーソンハルプ原料の使用に関しては、FSCマーク（森林管理協議会）、間伐材マーク、PEFCマーク等がついていること。</p>  <p>③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</li> <li>・古紙ハルプの配合率が可能な限り高いものであること。</li> </ul>

本市のグリーン購入基準(コピー用紙)

### グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
リサイクル率	10.1%	13.1%	16.5%

## 「4R」はごみ減量のキーワード

4Rとは、Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の頭文字の4つのRから4Rと呼んでいます。通常の3Rに加え、Refuse「リフューズ(断る)」を追加した考え方で、ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わないことが、ごみの減量につながります。できることから積極的にチャレンジしましょう。



## 方針 2-4 不法投棄対策の強化

不法投棄は、近隣の迷惑になるほか、土壌汚染や水質汚濁にも悪影響を及ぼす可能性があります。このため、不法投棄は法により固く禁止されており、違反した場合には懲役や罰金などの重い罰則が科せられます。しかし、不法投棄は依然として後を絶たず、その手口は悪質化・巧妙化しています。

本市では、引き続き不法投棄の防止に向けて、市職員によるパトロールなどの監視を強化する等、市民や事業者に対する指導を行っていきます。

### ● 施策

#### ① 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止

廃棄物の抑制につながる適正な処理方法を市民、事業者等に定着させるため、市職員によるパトロール等、継続的な指導を行い、不法投棄防止に努めます。

また、市のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、不法投棄の防止に向けた取組等を情報発信することで、効果的な周知を図っていきます。

#### ② 不法投棄発見後の迅速・適正な処理

不法投棄は早期発見、早期対応が解決の第一歩であるため、本市では、不法投棄の現場や不審車両を見かけた場合の県への通報など、連絡体制の構築に努めていきます。

### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
不法投棄苦情件数	7件	4件	0件

## ● 目標達成に向けた取り組み例

### 市民の取り組み

- 地域コミュニティでごみの分別・減量に取り組みましょう。
- 資源とごみの分別を徹底し、資源の再生利用に努めましょう。
- ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努めましょう。
- 家電・家具等は修理するなどし、できるだけ長く使いましょう。
- 排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに努めましょう。
- 小型家電等の資源回収に協力しましょう。
- グリーン購入法に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めましょう。
- 買い物の際はマイバッグを持参し、不要な場合は過剰な包装を断りましょう。
- フリーマーケットやリサイクル店等を活用しましょう。
- 不法投棄を発見した場合は、市に通報しましょう。

### 事業者の取り組み

- ごみと資源の分別を徹底し、資源の再生利用に努めましょう。
- ビジネススタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努めましょう。
- 原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めましょう。
- 商品の設計・販売の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどの使用を控えるように努めましょう。
- グリーン購入法に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めましょう。
- 廃棄物は法令を遵守して適正に処理・処分し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 同業者との情報交換や地域住民とのコミュニケーションにより、不法投棄を生じさせないネットワークを構築しましょう。

## 基本目標Ⅲ 豊かな自然環境の保全

### ❖ 関連するSGDsの目標



人間の営みは、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みに支えられています。日々の暮らしに欠かせない食料や水、エネルギーをはじめとして、気候の安定など、様々な恩恵を自然環境から受けています。また、身近なみどりがかもたらす快適性や癒やしも自然環境による大切な恩恵の一つです。

一方で、人間活動や気候変動などにより自然環境は急速に失われつつあり、多くの生きものが危機に瀕しています。そのため、世界共通の喫緊の危機として、生物多様性の保全の必要性が高まっており、中でも本市を含む、世界人口の半数以上を占める都市住民による取組みが重要とされています。

本市は水と緑に恵まれ、生物の生息環境として良好な条件が揃っている一方で、開発行為の拡大にともない、水生生物への影響などが懸念されています。

本市では、生物の生息や分布は市域を超えた広い範囲に及ぶことや、近年の外来生物の問題などを考慮して、動植物の保全については、県や近隣自治体などとの連携・協力体制を構築した上で、各種の取り組みを進めています。

また、緑は、地域のあらゆる世代が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、質を維持・向上していくことにもつながります。そのため、あらゆる世代に緑化や自然環境に関する啓発や活動支援を実施し、市民とともに豊かな自然環境を保全します。

### 方針 3-1 自然環境の保全

みどりに親しめる空間が日常の身近なところに存在することは、市民が豊かな気持ちで暮らし、働き、活動するために重要です。

日常の中でふれあえる身近なみどりを広げていくため、公園緑地、水辺環境の保全・整備を進めるとともに、近年増加傾向にある遊休農地などの活用を推進します。

#### ● 施策

##### ① 公園や緑地の保全・整備の推進

公園は都市景観の向上や緑とのふれあいの場として重要な役割を果たしています。市の公園は半数近くが開設から30年以上経過しており、公園施設の老朽化が進んでいることから、令和2年5月に「伊勢崎市公園施設長寿命化計画」を策定しました。本計画に基づき、公園利用者の安全で快適な利用を確保するための、補修や更新による整備を推進します。



波志江沼環境ふれあい公園

## ② 遊休農地などの活用の推進

農地は、農産物の提供のほか、緑地を提供する機能、生物生息空間としての機能、雨水を涵養して地下水の水源となる機能、美しい田園景観を形成する機能、環境学習の場所・機会を提供する機能など、多くの公益的機能を有しています。

本市は、市域の約35%が農地（田・畑）であり、樹林地は少ないものの、農地が広く残されており、緑の豊かな地域といえます。

一方で、農家人口の減少、高齢化の進展や後継者不足により、遊休農地が増加しています。遊休農地は管理が行き届きにくいため、ごみの不法投棄がされやすく、問題となっています。同様の課題を抱える地方自治体の中には、遊休農地を有効的に活用・再生している事例があります。

そのような先行事例を踏まえながら、補助金の交付をはじめ、遊休農地の解消に必要な措置を支援し、適正な農地利用を図ります。



土と触れ合う様子

## ③ 豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創出

本市は公園の緑だけでなく、宝珠寺、華蔵寺、上樹神社などの社寺林や、同聚院の大カヤ、波志江の大シイなどの樹齢600年を超える市指定天然記念物といった、歴史ある緑が存在しています。また、利根川、広瀬川、粕川等の河川が通っており、市民にとってジョギング、サイクリング、散策等を行う憩いの場となっています。

豊かな緑や水辺は、生態系が生育される場としても機能しており、生物多様性の観点からも保全していくべき場所といえます。そこで、環境美化活動を行う団体等への支援や行政区への啓発看板の配布など、市民との協働により豊かな自然環境の保全・創出に取り組めます。



同聚院の大カヤ

### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
市民1人あたりの公園面積	10.14 m <sup>2</sup>	10.49 m <sup>2</sup>	10.69 m <sup>2</sup>
遊休農地の面積	46.7ha	46.7ha 以下	46.7ha 以下

## 方針 3-2 生物多様性の保全

生物多様性が失われると、私たちの暮らしに様々な影響を及ぼします。例えば、二酸化炭素を吸収する森林の破壊は地球温暖化につながります。また、私たちは自然から薬の原料や作物の品種改良に用いる野生の植物など様々な恩恵を受けています。

生物多様性を守ることは、将来世代がこれらの「自然の恵み」を受けながら豊かに暮らす可能性を残すことにつながります。

本市は、利根川をはじめとして多くの河川や沼などの水辺空間、屋敷林や寺社の樹林地の緑地など、貴重な動植物の生息地が存在します。

特に、点在する社寺林、屋敷林、河川沿いや池沼周辺が生きものの重要な生息環境となっています。動物の生息基盤である植生環境を保全するとともに、市民の環境意識を高め、地域の自然環境保全活動に参加を促し、生きものの生息環境の創出と保全を図り、「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組を推進していきます。



### ● 施策

#### ① 多様な動植物の生息・生育環境の保全

公園の補修や再整備を行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる植栽樹種の選定など、生態系に配慮した公園の整備に取り組みます。

また、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を図り、生きものの生息空間を保全します。

#### ② 生物多様性の理解と浸透

将来にわたって持続的に人々の暮らしを守っていくためには、人々の暮らしを支える生物多様性の保全のために、市内でできることに取り組んでいくことが必要です。

そのため、本市に暮らす一人ひとりが、日常において生物多様性への配慮を意識し、行動していくための生物多様性の現状に関する情報提供や、市民参加型の生物調査の実施等、自然にふれあう機会を創出し、生物多様性の理解と浸透に取り組みます。

#### ③ 外来生物への対策

外来生物は、生物多様性に及ぼす影響が大きいことから、特定外来生物や生態系被害防止外来種を中心に駆除を実施します。一度持ち込まれた外来生物を、根絶することは極めて困難であることから、外来生物を持ち込まない対策を行っていきます。

また、市のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリなどの危険な特定外来生物の注意喚起や被害予防のための情報提供を行います。

### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
市民参加型生物調査参加者数	0人	293人	472人

### 方針 3-3 自然とのふれあいの推進

本市の自然環境は、多数の河川や農地、寺社や旧家に残る樹林地などが特徴であり、利根川や広瀬川での堤防を利用したサイクリング道路や、粕川のほとりにある赤堀せせらぎ公園、広瀬川のラブリバー親水公園うぬき、波志江沼環境ふれあい公園等は、市民が水とふれあえる貴重な水辺空間になっています。

また、野鳥や昆虫類が豊富に生息する境御嶽山自然の森公園や、親子で環境学習ができる子供のもり公園伊勢崎のまゆドームなど、自然とふれあえる場所があります。

本市では、このような水と緑に恵まれている自然の資源を活用し、ふれあいの場の利用促進に継続して取り組んでいきます。



まゆドーム  
(子供のもり公園伊勢崎内)

#### ● 施策

##### ① 人と自然のつながりを深める機会の創出

本市では、自然とのふれあい活動を促進するために、自然環境学習などを行う「親子ふれあい事業」や環境教育イベント等を実施しています。

今後も、自然環境学習やイベントの開催機会の創出に努めていきます。



自然と遊ぶイベント



親子ふれあい事業での様子



環境の日パネル展

##### ② 緑化活動の推進

緑化のきっかけづくりや、人材育成、みどりの協議の場づくり等、本市で展開されている様々なみどりに関連する市民活動を支援していきます。

また、建物の屋上や壁面を積極的に活用した緑化に関するコンテスト、情報発信や指導、誘導など、生物多様性だけでなく地球温暖化対策にもつながる様々な緑化活動を積極的に推進します。



グリーンカーテンコンテスト

#### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
ぐんま緑の県民基金事業数	3事業	6事業	8事業

## ● 目標達成に向けた取り組み例

### 市民の取り組み

- 生垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てましょう。
- 街路樹や公園のみどりを大切にしましょう。
- 河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。
- 生きものを大切にしましょう。
- 外来生物について理解し、外から持ち込んだり放したりしないようにしましょう。
- 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくりましょう。
- 生物多様性の現状と大切さを学び、伝えましょう。
- 生物多様性に配慮した製品を選びましょう。
- 地域の緑化活動に参加しましょう。
- ボランティアとして地域のビオトープ等のみどり空間の維持管理に参加しましょう。
- 住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮しましょう。
- 建て替えの際は、既存木の保全に配慮しましょう。

### 事業者の取り組み

- 屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進めましょう。
- 業界団体等が開催する環境保全に関する研修、視察等、河川敷などの美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。
- 事業活動に伴う環境負荷や環境配慮の取組等の環境情報を開示しましょう。
- 生物多様性に配慮した製品を選びましょう。
- 地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加しましょう。
- 事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行いましょう。

#### ●コラム● 生物多様性に配慮したエコラベル商品

生物多様性に配慮した商品やサービスを見分ける方法として「エコラベル」があります。エコラベル商品とは、例えば「生態系への配慮が行き届いた森林から生産されたもの」や「水産資源や海洋環境を守って獲られた水産物」など、生物多様性の保全を考慮して生産・販売された商品のことです。

エコラベル商品を積極的に選ぶことは、身近な買い物を通じて生物多様性を保全する行動の一つであるとともに、生物多様性に配慮した生産者や事業者を応援することにもなります。私たちが日ごろ食べている魚やバナナ、チョコレート、コーヒーからティッシュペーパーにいたるまで、身の回りの様々な商品についています。

生物多様性を守り自然と共生する社会を実現するため、エコラベル商品を選びましょう。



FSC®認証エコラベル

## 基本目標Ⅳ 衛生的な生活環境の推進

### ❖ 関連するSGDsの目標



身の回りにある大気、水等は、私たちの生活にもっとも身近であり、暮らしに密接に影響しています。日常の中でこれらの環境の大切さを意識する機会は少ないかもしれませんが、生活していく上でとても重要な環境要素です。

本市では、「伊勢崎市環境基本条例」を平成18年4月に施行し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、環境への負荷の低減を図るための各種の規制及び対策を定めました。

新規の化学物質による影響など最新の知見を収集しつつ、大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、有害化学物質等への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける生活環境への配慮を促していきます。

### 方針 4-1 良好な生活基盤の整備

生物多様性にとって重要な水環境を保全するため、公共下水道の整備や単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による環境への負荷を低減するとともに、し尿処理施設の適切な維持に努めます。また、老朽化した処理施設の統合や汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

#### ● 施策

##### ① 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進

人口密度の高い区域を中心に公共下水道の整備を推進するとともに、既存の単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促し、生活排水による環境への負荷の低減を図ります。

##### ② し尿処理施設適正管理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集された、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することで、生活排水対策を推進します。また、老朽化した処理施設の統合を進めるとともに、汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

#### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
汚水処理人口普及率	70.3%	76.8%	79.9% <sup>注)</sup>

注) 表中では下水道事業経営戦略(令和5年3月改定)の目標年次である令和14年度の公表数値を示している。

## 方針 4-2 きれいな空気、水等の環境保全の推進

市民が衛生的で健康に生活できる生活環境を確保するために、大気汚染物質の常時測定や自動車騒音・振動の調査を継続して行うとともに、公害防止協定を締結している工場などの事業所に対し、施設の適正管理を指導します。

また、河川の水質測定の監視を行い、引続き良好な水質の維持と水質汚濁による被害の未然防止に努めます。

その他、土壌、有害化学物質等の監視や情報発信等、国や県と連携しながら環境基準の達成に向けた取り組みを推進していくとともに、公害苦情に対する相談や市民、事業者への環境保全への啓発活動に取り組みます。

### ●コラム● 伊勢崎市の環境

本市では、伊勢崎市環境基本条例に基づき、市の環境に関する現況データや環境基準の達成状況等について毎年度公表しています。

本書をご覧いただき、本市における環境の現況について理解を深めていただくとともに、社会を取り巻く様々な課題を自分ごととして捉え、行動するきっかけとしていただければ幸いです。

伊勢崎市の環境



### ● 施策

#### ① 自動車から発生する排出ガスの抑制

自動車交通に伴う大気汚染防止のため、公共交通機関の利用を促進するとともに、自転車利用の促進を行います。また、次世代自動車の公用車への導入を推進します。

さらに、アイドリングストップの実践など、市民・事業者一人ひとりが自動車の運転時にエコドライブを心がけるよう普及啓発を行います。



エコドライブステッカー



ステッカーを張付けた公用車



コミュニティバスあおぞら

#### ② 工場・事業所などへの監視体制の充実

水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法等の法令における規制基準等に基づいた、適切かつ速やかな指導・助言を行います。状況に応じて規制対象事業所へ立入検査を行い、規制基準の適合状況を確認します。

また、規制対象外の事業場に対しても、適宜改善が図られるよう必要に応じて依頼、助言等を行います。

### ③ 空間放射線量測定の実施と放射性物質に関する適切な周知

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、空間放射線量の定点測定や食品の放射性物質検査を実施しています。放射線物質検査（市民持ち込み）は令和5年度で終了となりましたが、市役所、各支所など4ヶ所の測定地点で引き続き定点測定を行います。市内で高線量の放射線量が測定された場合やその恐れがある場合は、市民の安全・安心を確保する観点から、状況の周知に努めるとともに除染を行うなど、適切な対応を図っていきます。

### ④ 水質汚濁の防止と河川の自然回復・浄化

県や近隣自治体と連携しながら、河川、井戸等における環境基準の達成状況や汚染状況を把握し、良好な水質の維持と水質汚濁による被害の未然防止に努めます。

また、河川の浄化能力や流量を確保するため、樹林、緑地などを保護育成し、雨水の涵養などを進めていきます。

近年、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）等の新規の化学物質による人の健康への影響が懸念されています。そこで、令和7年度から河川、地下水において、PFOS・PFOAを測定していきます。

#### ●コラム● 有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)について

有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS、ピーフォス)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA、ピーフォア)は、環境中で分解されにくく、蓄積性が高いことなどから、製造、輸入等が原則禁止されています。

PFOSは、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等、PFOAはフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等に主に使われてきました。

PFOS、PFOAは、動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されています。また、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見はありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められています。

国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、環境省は厚生労働省と連携し、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて、専門家による検討を進めています(環境省「PFOS、PFOAに関するQ&A集 2023年7月時点」より引用)。

### ⑤ 土壌汚染の防止と健全な土壌環境の維持・管理

有害物質を取り扱う工場・事業場に対する適切な監視・指導に努めます。土壌汚染が判明した際には、市民の健康に影響が出ないように土壌汚染の区域を公表するとともに、その汚染土壌の適切な管理等を指導します。

また、有害物質を取り扱う工場・事業場に、適正な化学物質の管理を指導し、流出を抑制するとともに、化学物質対策の普及啓発を図ります。

### ⑥ 公害苦情への適正な対応処理と啓発活動の促進

健康で安全な暮らしを支えるため、市民から受ける公害相談に対する適切な対応を行っていきます。また、事業者や業界団体への指導・広報等の啓発活動を行うことにより、環境へ配慮した事業活動の強化に努めます。

## ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
大気汚染及び有害汚染物質に係る環境基準の達成率			
○浮遊粒子状物質(SPM)	達成	達成	達成
○二酸化窒素	達成	達成	達成
○光化学オキシダント	未達成	達成	達成
水質汚濁に係る環境基準の達成率			
○健康項目(27項目)	達成	達成	達成
○生活環境項目(A類型・B類型)	一部未達成	達成	達成
○生活環境項目(水生生物の環境基準)	達成	達成	達成
年間の公害等に関する苦情件数(典型7公害)	131件	118件	106件

### 方針 4-3 身近な環境問題への対応

近年では大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の産業型公害による市民からの苦情は減少傾向にあります。一方で、空き地の雑草繁茂や空き家問題など、日常生活や身近な事業活動に対する苦情やトラブルなどが増加しています。

今後は、身近な環境問題に係る課題について、市民や有識者などの協議や協働による解決を図るとともに、市民一人ひとりが近隣住民を思いやり環境に配慮した生活ができるよう、都市生活型の公害にも適切に対応していきます。

#### ● 施策

##### ① 環境に配慮した生活の推進

市民や有識者などとの協議の機会を設けるとともに、環境美化活動を行う団体等への支援や行政区への啓発看板の配布など市民との協働により市民や事業者が環境に配慮した生活ができるよう促します。

##### ② 生活環境に関する苦情への対応

空き地の雑草繁茂や空き家問題など、日常生活に起因する苦情への対応を推進し、問題解決に向けた情報収集、周知・提供に努めます。

また、苦情相談においては、近隣住民を思いやり、環境に配慮した対応をしていただけるよう促します。

#### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
人口1万人あたりの生活環境に関する苦情件数	24.0件	21.6件	19.6件

## ● 目標達成に向けた取り組み例

### 市民の取り組み

- 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努めましょう。
- 地域における河川や水路の清掃活動に積極的に参加しましょう。
- 自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリングストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 自家用車を購入する際には、次世代自動車を選びましょう。
- 日頃から水の大切さを意識し、節水に努めましょう。
- 風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用するなど、水の再使用に努めましょう。
- 家庭菜園や空き地への除草剤や農薬、化学肥料などの適正使用を心がけ、健全な土壌環境の維持に協力しましょう。
- 騒音や悪臭などで近所に迷惑をかけないように配慮するなど、生活マナーの向上に努めましょう。
- 庭や敷地内はこまめに草刈りをするなど、適正な管理に努めましょう。
- ペットは適正に飼育しましょう。
- 自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。

### 事業者の取り組み

- 法令等を遵守し、規制基準を遵守しましょう。
- 環境への負荷の低いエネルギーを使いましょう。
- 次世代自動車を積極的に導入しましょう。
- 事業活動による排水対策や汚水の適正処理に努め、汚れた水を流さないようにしましょう。
- 事業所周辺の側溝や河川、用水路の清掃など、水環境を守る取り組みに積極的に参加・協働しましょう。
- 農薬や化学肥料等の適正使用を心がけ、健全な土壌環境を維持しましょう。
- 工場・事業所で取り扱う有害化学物質は、土壌を汚染しないよう適正に管理・処理しましょう。
- 産業廃棄物は、浸出液及び有害物質の適正処理をしましょう。
- 法令等を遵守し、周辺に騒音・振動、悪臭などを発生させないように配慮しましょう。
- 業務用施設や空調などは、適切に維持・管理しましょう。
- 地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。
- 定期的に騒音・振動、悪臭等の状況を把握し、公害の未然防止に努めましょう。
- 業務用車両が周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。
- 事業所周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。

## 基本目標Ⅴ 環境保全活動の推進と人材育成

### ❖ 関連するSGDsの目標



環境に関する様々な問題を「自分ごと」として捉え、市民一人ひとりが、環境保全の大切さを認識し、主体的に行動に移すとともに世代や地域、主体を超えた協働・連携を図っていくことが重要です。

また、近年、環境保全と経済活動において関係価値が注目されています。両者はトレードオフの関係ではなく両立していくものであるという理解を、環境教育や環境学習を通して広めていく必要があります。

そこで、市民、事業者等へ環境保全に関する近年の動向や、最新の環境問題に関する知見を深めるための機会を創出するとともに、主体的な環境保全活動の実施や、行動変容に導くきっかけづくり、学習メニュー、関心を引き寄せる情報発信等の新たな視点での施策を推進していきます。

### 方針 5-1 環境教育の普及と情報発信

主体的に環境保全活動に取り組む人材を育てていくため、誰もが参加できる環境学習機会の提供により、環境保全意識の向上を図ります。また、効果的かつきめ細かな情報発信により、多くの市民等の環境保全に係る取組への参加を活性化します。

#### ● 施策

##### ① 環境教育・環境学習の充実

本市の豊かで快適な環境を持続可能なかたちで保全していくためには、新たな担い手を育む教育の促進が必要です。

そこで、市民一人ひとりが環境問題の本質や解決に向けた取組みの方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていくために、教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させていきます。

##### ② 環境情報の共有化

市民や事業者、団体等の自主的な活動や優良な取組事例の紹介機会を通じて、互いの活動を知り、つながりあう機会の創出を図ります。

また、市ホームページ、広報いせさき、SNS、スマホアプリ「マチイロ」、イベント等を活用した情報発信を行うとともに、本市の環境に関心の高い市民を対象としたメールの配信事業を実施することで、環境情報を多くの市民、事業者等に周知します。



広報いせさき

### ③ 幼少期の環境教育の促進

次世代の伊勢崎市を担う幼稚園や小・中学校等の子どもたちを対象に、地球温暖化対策や省エネルギー活動の取組など環境への意識・知識を高めるため、「こどもエコクラブ」や「親子環境教室」を実施しています。

これらの取組を継続するとともに、環境関連のイベントの開催などを通して環境に対する情報発信を随時行うなど、幼少期の環境教育を促進します。

#### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
親子環境教室への参加者数(累計)	77人	700人	1,200人
こどもエコクラブ登録数	15登録	23登録	30登録

## 方針 5-2 環境保全活動の推進

市民や事業者一人ひとりが環境を守り、より良い環境を未来に伝えるための自主的な活動を行えるよう、本市は、市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動の実践に向け啓発を行うほか、各種の支援に努めます。

また、県の森林環境を保全するために始まったぐんま緑の県民基金を活用し、アダプト・プログラムと共に環境保全活動を推進していきます。

#### ● 施策

##### ① 環境に関する組織づくり

公共空間のみどりなどを適切に維持し、環境に配慮したまちをつかっていくためには、市民・事業者・団体等、様々な主体との連携・協働によって環境活動を行っていくことが必要です。そのため、環境に関するまちづくりを行う団体・企業への補助金の交付等の支援を行い、環境保全活動や環境の維持管理の組織づくりを促進します。

また、民間事業との効果的な連携や、交流自治体等との連携による環境配慮の取組みを推進します。

##### ② 環境に関するネットワークづくり

通勤や買い物の際に目にする街路の木々、散歩やレジャーで訪れる公園の緑、ご近所の庭に咲く花など、まちなかの花や緑は、季節の移り変わりを伝え、暮らしに潤いとやすらぎを与えてくれます。

まちを豊かにする花や緑は、花と緑のボランティア活動に携わる方や、自宅でガーデニングを楽しむ方など、多くの市民の手で育まれています。このような取組みをされている市民や地域団体の相互交流をはかり、活動に役立つ情報提供を行います。



伊勢崎市官民連携事業  
支援補助金の手引き



オープンガーデンいせさき

### ③ 環境美化活動の推進

本市では、公共の場所を養子に見立てて、市民や事業者が里親となり清掃など養子の美化を行い、市がこれをサポートするというアダプト・プログラム制度を導入しています。本制度は、市民や事業者が地域の環境美化に取り組み、市は清掃などに必要な物品を提供するという環境美化を協働で推進する仕組みになっています。



スポ GOMI in いせさき  
(環境美化イベント)

### ④ 環境マネジメントシステムの導入促進

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

本市では、環境マネジメントシステムを導入し、事業活動に伴う二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の削減、環境負荷の低減に向けた社員、指定管理者、委託事業者等による取組を支援し、本市における導入を促進します。

#### ●コラム● 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定した「エコアクション21」や、国際規格の「ISO14001」があります。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものには「エコステージ」、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」があります。これらの環境マネジメントシステムの多くは大企業だけでなく、中小企業でも取組めるものです。



出典：環境省

#### ● 成果指標と目標値

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値(中間) (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
アダプト・プログラム実施団体数	22 団体	44 団体	66 団体

## ● 目標達成に向けた取り組み例

### 市民の取り組み

- 自然の中で行うレクリエーションや自然に関する学習会に参加するなど、環境について学ぶ機会を増やしましょう。
- 自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。
- 環境保全に関する近年の動向や、最新の環境問題に関する知見を深めましょう。
- 自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。
- 花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。
- 地域の環境活動等には積極的に参加しましょう。
- 植樹、植栽にあたっては、郷土種などを用い、地域の生育環境にあった樹種の選定に努めましょう。

### 事業者の取り組み

- 環境マネジメントシステムの導入を積極的に検討しましょう。
- 工場や事業所の敷地内は、樹木の植栽や花壇の整備などにより緑化を図る際には、季節感を感じることができるよう配慮しましょう。
- 地域の環境活動等には積極的に参加しましょう。
- 植樹・植栽にあたっては、郷土種などを用い、地域の生育環境にあった樹種の選定に努めましょう。



第5章

# 計画の推進

---

## 第1節 推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、伊勢崎市だけでなく、市民、事業者、市が協働して施策や各種の取り組みを推進・展開する必要があります。

また、国や県、関係機関等との連携・協力により、総合的な推進を図る必要があるため、計画の推進に当たっては、以下に示す体制を整備します。

### 1 環境審議会

環境基本計画に基づく各種環境施策について、市長の諮問に応じて、専門的な立場から調査審議を行います。

### 2 庁内体制の整備

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ計画的な本計画推進のため、環境調整会議において、各施策の進行状況の把握・点検、関係部局間の連携・調整を行います。

### 3 国や県、関係機関との連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関等に対して要請や協力を求める場合が想定されます。特に大気汚染や河川の水質汚濁、放射性物質対策、地球温暖化問題、ごみ処理等については、市を超えた広域的な取り組みが必要であるため、今後も国、県、関係機関等との連携・協力体制の強化に努めます。

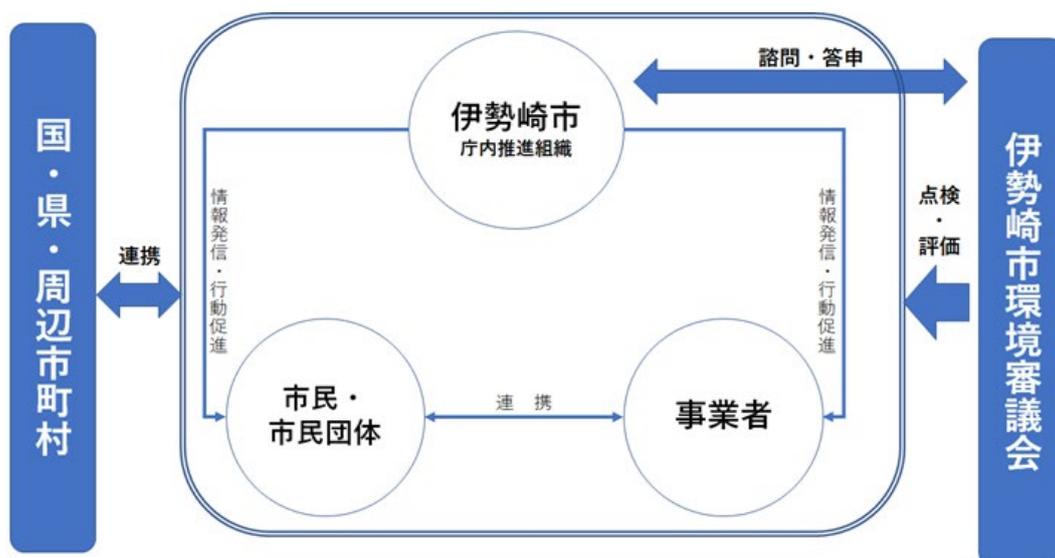


図 5-1 本計画の推進体制

## 第2節 進行管理

本計画の進捗状況について定期的に点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図るものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、① 計画 (Plan)、② 実行 (Do)、③ 点検・評価 (Check)、④ 見直し (Action) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出等を行うものです。



図 5-2 本計画の進行管理(PDCA サイクル)

### ① 計画(Plan)

望ましい環境像を実現するための目標を定めるとともに、市民、事業者、市それぞれの取り組み内容を検討し環境施策を設定します。

### ② 実行(Do)

本計画の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際して、関係部局間の連携・協力が不可欠です。また、関係部局はもとより、市民、事業者や関係機関との連携・協力を図りつつ、環境施策や事業を推進していきます。環境調整会議では、こうした施策や事業が効率的かつ確実に実施されているかを管理していきます。

### ③ 点検・評価(Check)

本計画の進捗状況は、環境の現状と環境施策の状況や目標の達成度などを把握したうえ、「伊勢崎市の環境」などにより環境調整会議に報告します。また、併せて環境審議会にも報告することにより、助言・提言などを求めていくものとします。評価の結果をもとに、施策や事業等の見直しについて検討します。

### ④ 見直し(Action)

本計画の具体的な実施計画などは毎年度点検・評価し、翌年度の事業実施に反映していきます。また、社会情勢が著しく変化していく中で、本計画の見直しが必要になることも想定されるため、概ね5年毎に検証を行います。